

# 8

活性化情報誌



# 中小企業かごしま

2019 第770号

- 特集1 外国人材の受入れと在留資格「特定技能」
- 特集2 組合員・組合役員講習会 講演録
- 特集3 第71回中小企業団体全国大会、九州・沖縄ものづくり展
- 特集4 平成から令和へ～本県組合の動き～



# 目次

---

特集1 外国人材の受入れと在留資格「特定技能」	1
特集2 組合員・組合役員講習会 講演録	17
特集3 第71回中小企業団体全国大会、九州・沖縄ものづくり展	23
特集4 平成から令和へ～本県組合の動き～	27
寄稿 これだけは知っておきたいサイバーセキュリティ	42
●メールにご用心	
組合インタビュー	43
●I D D O協同組合	
元気を出そう！がんばれ中小企業	47
●株式会社並松自動車	
中央会の動き	51
実務に役立つ判例研究	52
●共同販売事業の利用強制の可否について	
教えてぐりぶー！組合運営	53
●第62回 「公平奉仕の原則の適用」について	
組合運営のスペシャリストを目指そう！	54
業界情報	55
令和元年6月 情報連絡員報告	
倒産概況	58
令和元年7月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	59



# 外国人材の受入れと 在留資格「特定技能」

平成30年12月8日の第197回国会において、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布されました。新たな在留資格として「特定技能1号」と「特定技能2号」が創設され、一部の規定を除き、本年4月1日より施行されています。

今回は「特定技能」に関する制度の概要、支援計画や登録支援機関の内容、必要な届出等について説明します。

## ■在留資格「特定技能」とは

### (1) 在留資格「特定技能」創設の背景

日本の生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は減少の一途をたどっており、有効求人倍率は急速に増加し、あらゆる業種において人手不足が発生しています。

日本では移民政策を行っていないため、**外国人の単純労働は原則として禁止**されています。

そのため、これまでは特定の在留資格を有するか、留学や家族滞在者が「資格外活動」という限定的な許可を得るほか就労方法がありませんでした。

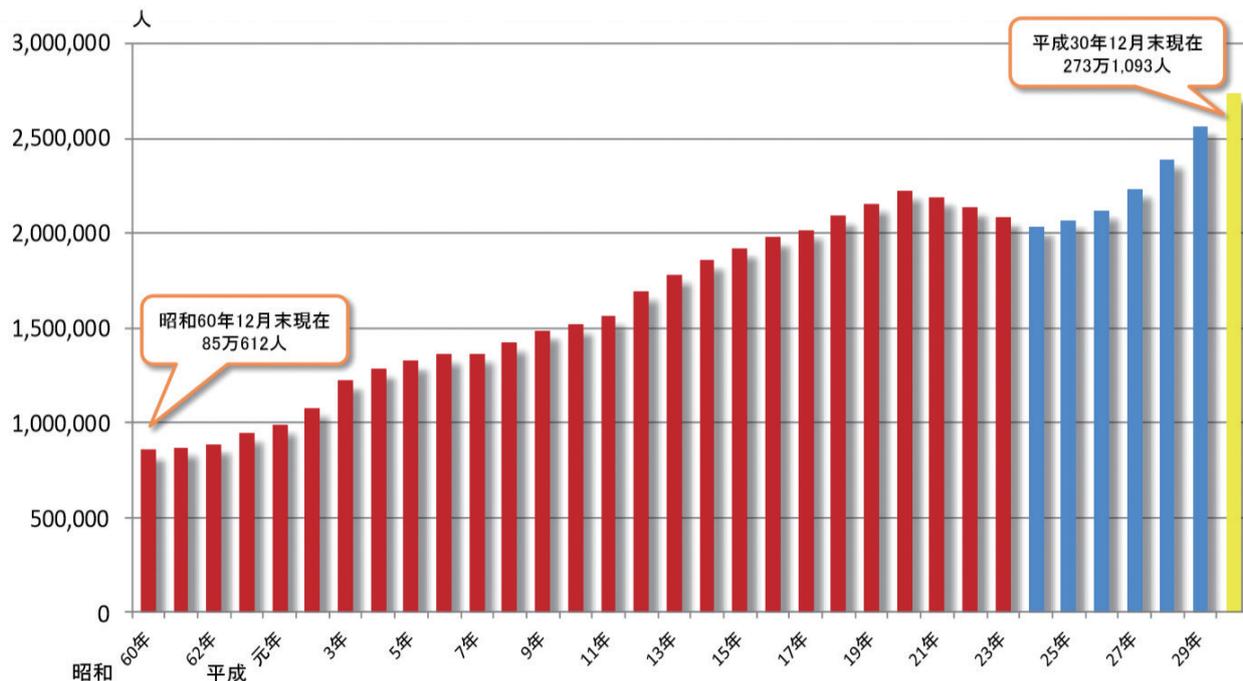
一方、外国人技能実習制度について、事業協同組合等が監理団体として外国人技能実習生の受入事業を実施しており、鹿児島でも多くの技能実習生の受入れが行われています。

この外国人技能実習制度は、「**日本で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転して、その開発途上地域などの経済発展を担う『人づくり』に寄与する**」ことを目的とした制度であって、労働力確保の手段としてはならないとされています。

こうした背景から、日本の喫緊の課題である人手不足に対応すべく、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（以下「入管法」）が施行され、外国人技能実習制度とは異なる、「特定技能」という新たな制度によって、**単純労働の産業分野でも受け入れることが可能**となりました。



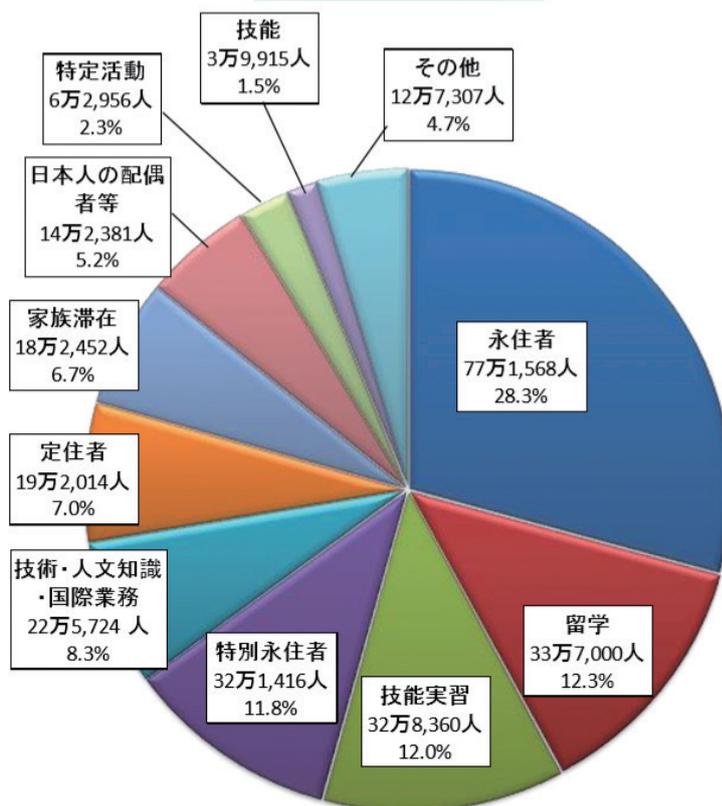
## 在留外国人数の推移（平成30年末）



※各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は在留外国人数。

在留外国人数（総数） 273万1,093人

### 在留資格別



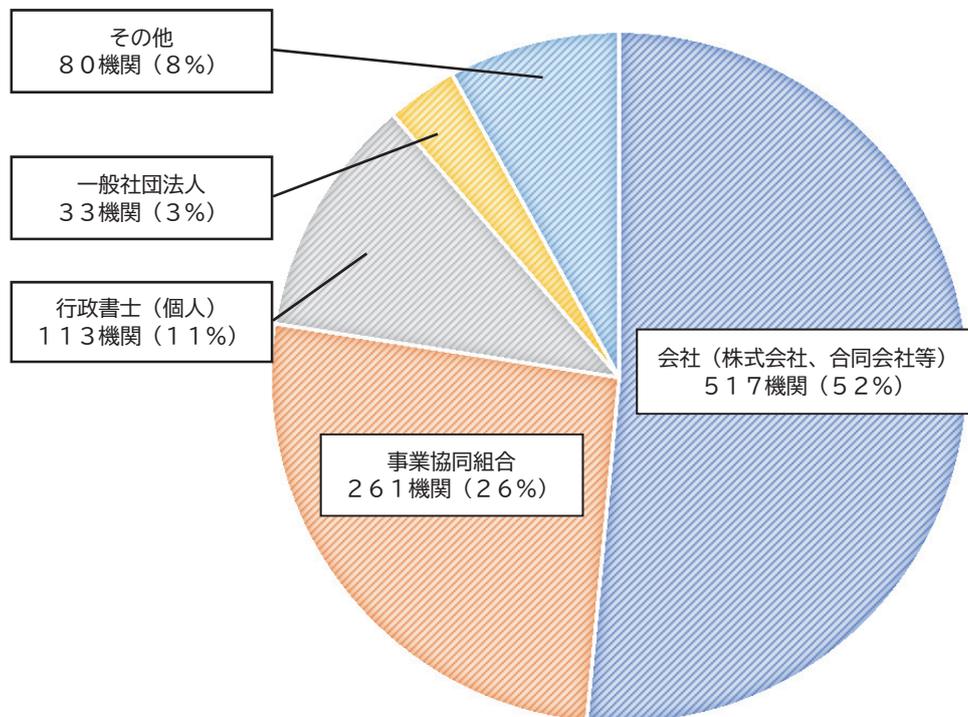
## ■特定技能制度全体の運用状況

出入国在留管理庁は、ホームページ上で特定技能制度の運用状況を定期的に公表しています。

【特定技能外国人の申請状況等について】（令和元年6月28日現在）

① 登録支援機関登録	登録	1,004件
② 在留資格認定証明書交付	交付	12件
③ 在留資格変更許可	許可	8件
④ 特例措置としての「特定活動」	許可	338件（未交付含む）

### 登録支援機関 1,004件の内訳



登録支援機関登録簿の一覧は、法務省のホームページに掲載されています。

登録内容は随時更新されているため、最新の情報につきましては法務省又は出入国在留管理庁のホームページをご確認ください。

法務省 <http://www.moj.go.jp/>

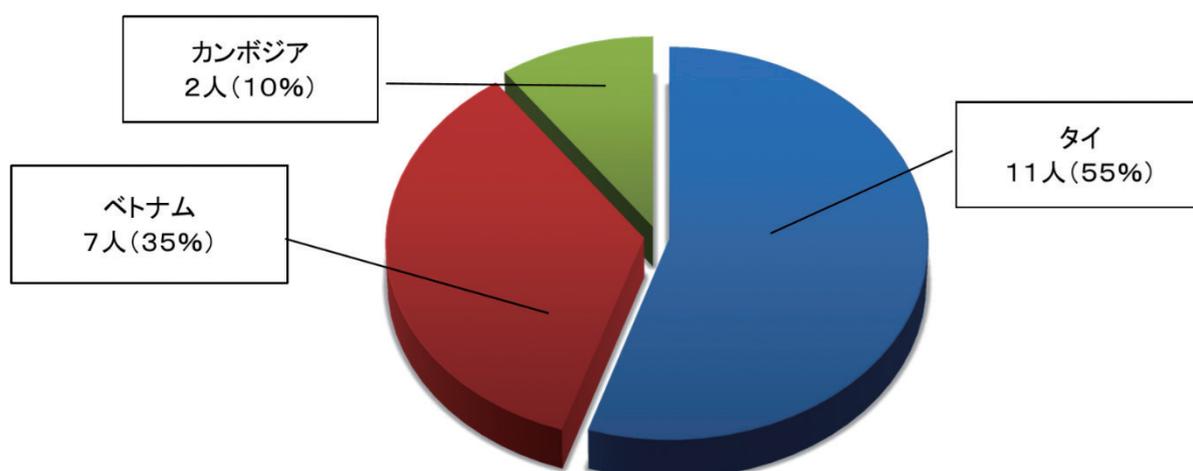
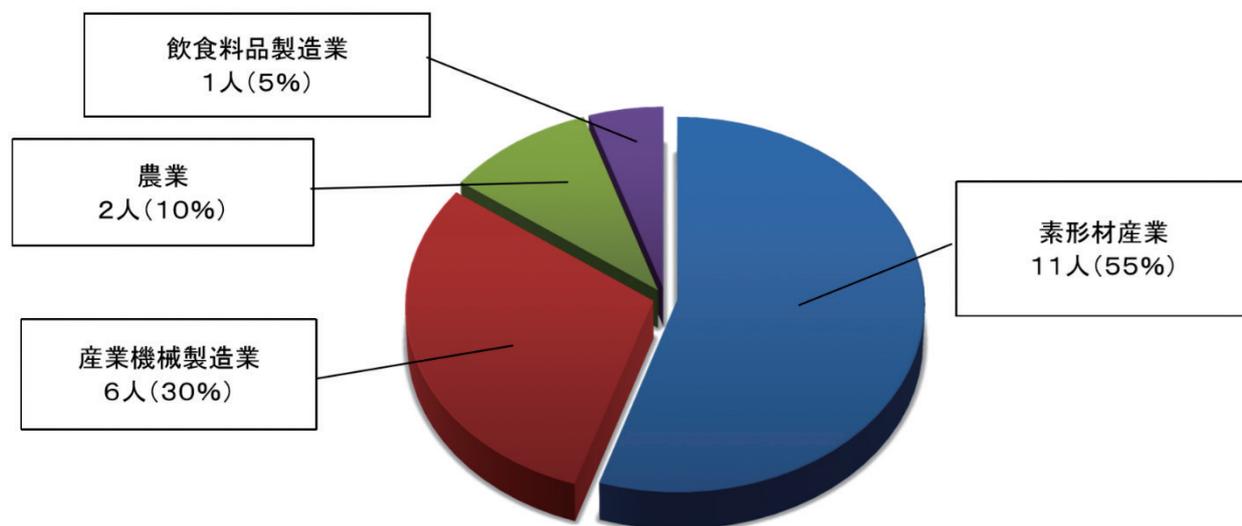
出入国在留管理庁 <http://www.immi-moj.go.jp/>



## 【特定技能1号在留外国人数（主な国籍・地域別・分野別）】

(令和元年6月末現在)

国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	素形材産業分野	産業機械製造業分野	電気・電子・情報関連産業分野	建設分野	造船・船舶工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食料品製造業分野	外食業分野
総数	20	-	-	11	6	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-
タイ	11	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベトナム	7	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
カンボジア	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-



登録支援機関の申請、特定技能1号在留資格の認定申請はともに増加傾向にありますが、在留資格の認定申請については書類不備などが多く、認定まで時間がかかっているようです。

## ■在留資格について

外国人が日本に在留するためには、在留目的等を地方入国在留管理官署に申請し在留資格を認定される必要があります。在留資格「特定技能」は、以下の2種類があります。

### 特定技能1号

特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

### 特定技能2号

特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

## ■特定技能外国人を受け入れる分野について

特定技能1号・2号の資格者が本邦で活動できるのは、「**特定産業分野**（人材を確保することが困難な状況であるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう）であって法務大臣が指定するもの」に限られます。

具体的な特定産業分野については、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」及び「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（ともに2018年12月25日閣議決定）の中で、次のとおり定められています。

### 【特定産業分野（14分野）】

1号	介護	ビルクリーニング	素形材産業	産業機械製造業
	電気・電子情報 関連産業	飲食料品製造業	外食業	自動車整備
	航空	宿泊	農業	漁業
1号&2号	建設	造船・船用工業	※2号として受け入れられるのは左の2業種のみです	



## ■在留期間等について

特定技能1号の在留期間は1年、6か月または4か月で、更新による上限通算で5年までとします。家族の帯同は基本的に認められません。

一方、特定技能2号の在留期間は3年、1年または6か月で、更新による上限は設けられていません。

また、特定技能2号の有資格者には、「家族滞在」が認められており、帯同する家族は、通学など「在留する者の扶養を受ける配偶者または子として行う日常的な活動」を行うことができます。

### 【特定技能1号と特定技能2号の違い】

	1号	2号
在留期間	1年、6か月、4か月ごとの更新通算で上限5年まで	3年、1年、6か月ごとの更新上限なし
技能水準	試験等で確認 (技能実習2号修了者は免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習2号修了者は免除)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認められない	要件を満たせば可能(配偶者、子)
支援体制	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## ■必要な技能・日本語能力水準について

特定技能1号の要件である「相当程度の知識または経験を必要とする技能」、特定技能2号の要件である「熟練した技能」の程度については、分野省令により「基本方針にのっとり、それぞれ当該分野に係る分野別運用方針及び運用要領で定める」と規定されています。

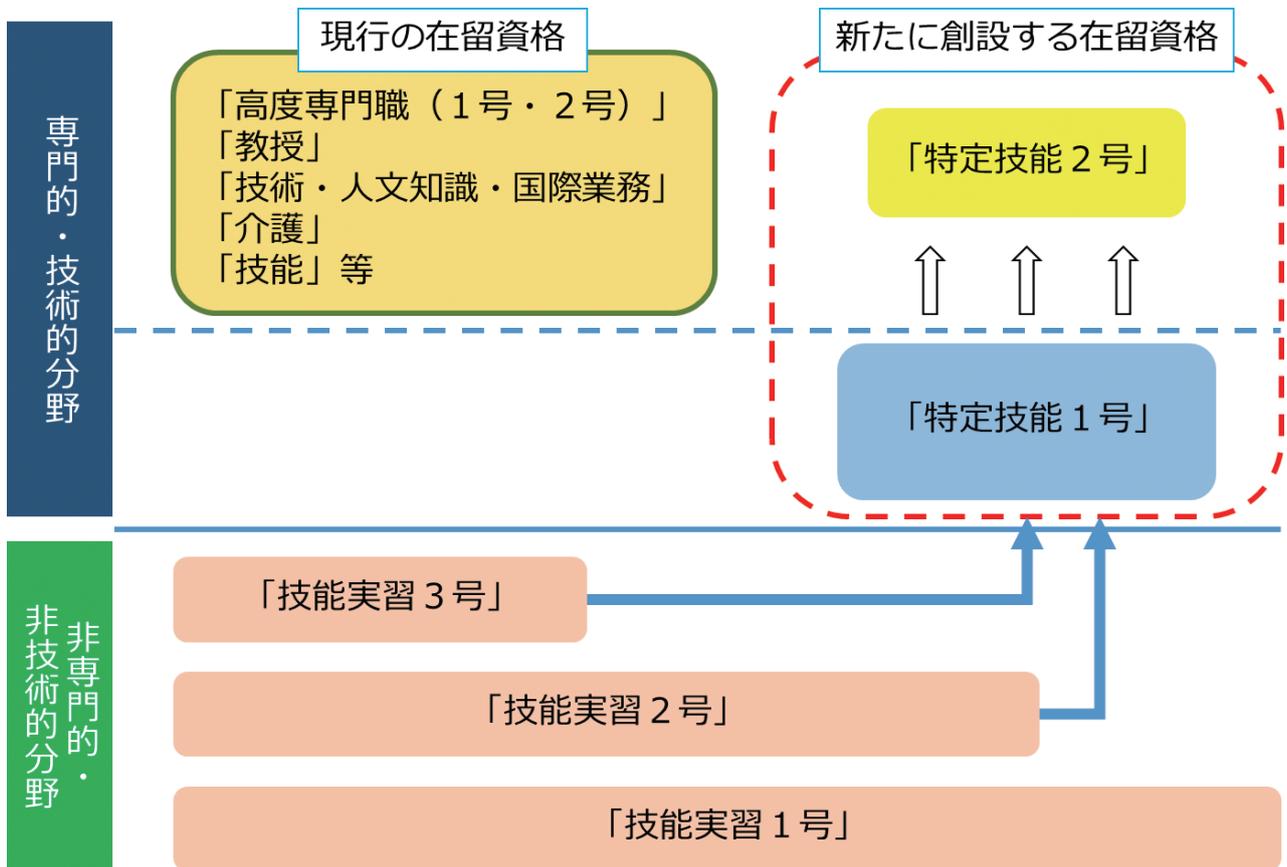
基本方針において、特定技能1号の資格を得るためには、「相当期間の実務経験等を要し、特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準」の技能を有していなければなりません。この技能水準は、「特定産業分野の業務区分に対応する試験等」により確認します。

日本語能力水準は、「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力有することが確認されることを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める」としています。

なお、外国人技能実習制度の技能実習 2 号の修了者は、既に日本に通算 3 年在留していることになり、日本語等も含めた講習を受けているため、必要な技能水準および日本語能力水準を満たしているものとして取扱われ、特定技能 1 号の資格を得るための「特定産業分野の業務区分に対応する試験等」が免除されます。

また、特定技能 2 号の資格を得るためには、「長年の実務経験等により身に付けることが可能で、たとえば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、または監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準」の技能を有していなければなりません。

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】





## 【技能実習と特定技能の制度比較】

	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定実習」
在留期間	技能実習1号：1年以内 技能実習2号：2年以内 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号）（非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動（専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

## ■特定技能所属機関とは

特定技能外国人を受け入れる（＝雇用する）企業や個人事業主等のことを、入管法において「特定技能外国人の受入れ機関（以下、**特定技能所属機関**）」といいます。

特定技能の制度がその意義に沿って適正に運用され、本制度によって受け入れる外国人の安定的かつ円滑な在留活動を確保する責務があります。

そこで、特定技能所属機関と外国人との間で結ばれる雇用に関する契約（特定技能雇用契約）では、特定技能外国人の**報酬額は、日本人と同等以上**であることなど基準を満たす必要があります。

また、特定技能1号の方に対しては、**支援計画**（※詳細は次ページ）を作成し、この計画に基づいて仕事や普段の生活の支援を実施することが求められます。

### 【特定技能所属機関が外国人を受け入れるための基準】

① 外国人と結ぶ雇用契約（特定技能雇用契約）が適切であること （例：報酬額が日本人と同等以上）
② 特定技能所属機関自体が適切であること （例：5年以内に出入国・労働法令違反等がない）
③ 外国人を支援する体制があること （例：外国人が理解できる言語で支援できる）
④ 外国人を支援する計画が適切であること（1号特定技能外国人に対する支援について）

### 【特定技能所属機関の義務】

① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行すること（例：報酬を適切に支払う）
② 外国人への支援を適切に実施すること ※支援については、登録支援機関に委託も可能。登録支援機関に全部委託すれば特定技能所属機関が外国人を受け入れるための基準③（外国人を支援する体制があること）の基準を満たしているとみなされます。
③ 出入国在留管理庁への各種届出を行うこと

これらの義務を怠った場合、外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から**指導、改善命令等**を受けることがあります。



## ■ 支援計画について

### (1) 支援計画とは

特定技能所属機関は、特定技能1号で在留する外国人に対して、職場や社会における生活をどのように支援していくかを定めた計画（支援計画）を策定しなければなりません。

一方、特定技能2号で在留する外国人に対しては、支援の義務はありません。

### (2) 支援計画の作成

特定技能所属機関は、在留諸申請（※）にあたり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければなりません。

※特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

### (3) 支援計画の主な記載事項

#### ① 省令で定められた以下の項目

- ・ 事前ガイダンスの提供
- ・ 出入国する際の送迎
- ・ 適切な住居の確保、生活に必要な契約に係る支援
- ・ 生活オリエンテーションの実施
- ・ 公的手続等への同行
- ・ 日本語学習の機会の提供
- ・ 相談・苦情への対応
- ・ 日本人との交流促進に係る支援
- ・ 外国人の責めに帰さない転職支援（人員整理等の場合）
- ・ 定期的な面談の実施、行政機関への通報等

#### ② 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等

#### ③ 支援委託先の名称及び住所等

#### ④ 登録支援機関（委託する場合のみ）

### (4) 登録支援機関への委託

特定技能所属機関は、特定技能1号で在留する外国人を支援する体制を整えなければなりません。支援を登録支援機関へ委託することで、この要件を満たしたものとみなされます。

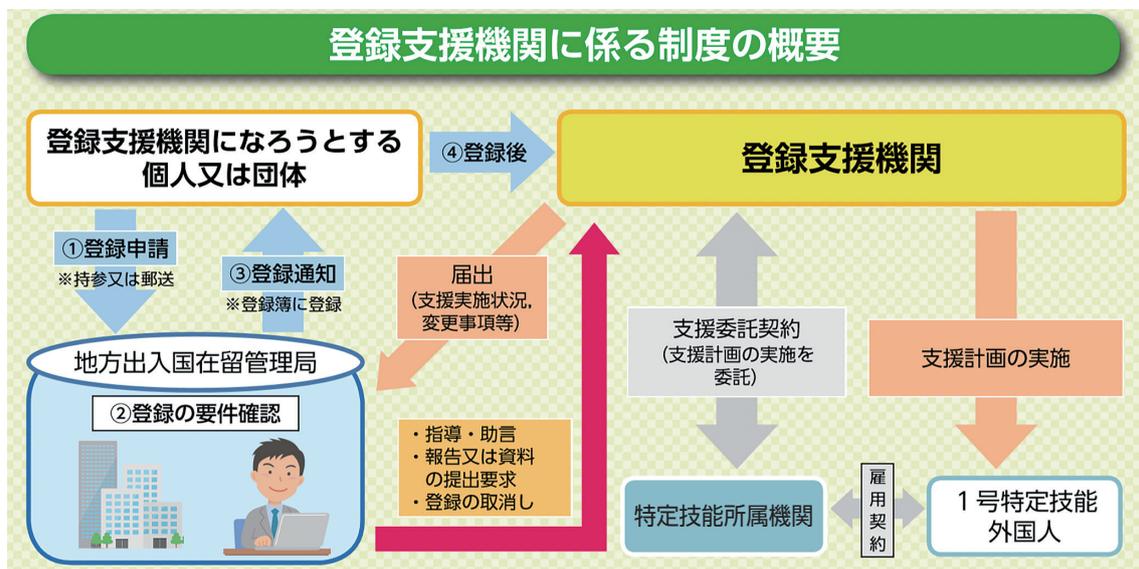
（登録支援機関は、受託した業務をさらに他者に委託することはできません。）

## ■登録支援機関とは

特定技能所属機関は、特定技能1号で在留する外国人に対し支援計画に基づく支援を行わなければならないませんが、その支援を**全て登録支援機関に委託**することができます。

登録支援機関とは、国の示す**登録基準・登録要件**を満たし、**出入国在留管理庁長官の登録を受けた機関**のことで、特定技能所属機関から特定技能1号で在留する外国人の支援業務の全てを受託することができます。

- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載されます。
- 登録の期間は5年間で、更新が必要です。
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要があります。



## ■登録を受けるための基準と要件

登録支援機関として登録を受けるためには、以下の登録基準と登録要件を満たす必要があります。

### 【登録基準】

- ①当該支援機関自体が適切であること (例：5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ②外国人を支援する体制があること (例：外国人が理解できる言語で支援できる)



## 【登録要件】

- 支援責任者及び1名以上の支援担当者を選任していること
- 以下のいずれかに該当すること
  - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に中長期在留者の受入れ実績があること
  - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に報酬を得る目的で、業として、外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有すること
  - ・ 選任された支援担当者が、過去5年間に2年以上中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること
  - ・ 上記のほか、登録支援機関になろうとする個人又は団体が、これらと同程度に支援業務を適正に実施できると認められていること
- 1年以内に責めに帰すべき事由により特定技能外国人又は技能実習生の行方不明者を発生させていないこと
- 支援の費用を直接又は間接的に外国人本人に負担させないこと
- 刑罰法令違反による罰則（5年以内に出入国又は労働に関する法令により罰せられたなど）を受けていないこと
- 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し著しく不正又は不当な行為を行っていないことなど

## ■ 特定技能所属機関・登録支援機関の届出について

特定技能所属機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要があります。

特定技能所属機関は、「特定技能雇用契約」や「1号特定技能外国人支援計画」等に関する各種届出が義務付けられており、届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされていますので留意してください。

- **特定技能所属機関の届出** ※違反の場合、指導や罰則の対象

### 【随時の届出】

- ・ 特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・ 支援計画の変更に関する届出
- ・ 登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・ 特定技能外国人の受入れ困難時の届出

- ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

## 【定期の届出】

- ・ 特定技能外国人の受入状況に関する届出  
(例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名の情報、活動日数、業務内容等)
- ・ 支援計画の実施状況に関する届出 (例：相談内容及びその対応結果等)  
※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・ 特定技能外国人の活動状況に関する届出  
(例：報酬の支払い状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用額等)

## ●登録支援機関の届出 ※違反の場合、指導や罰則の対象

## 【随時の届出】

- ・ 登録申請事項の変更の届出
- ・ 支援業務の休廃止の届出

## 【定期の届出】

- ・ 支援業務の実施状況等に関する届出 (例：特定技能外国人の氏名等、特定技能所属機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及びその対応状況等)

定期の届出は、特定技能所属機関・登録支援機関ともに、**四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内**に、当該機関の住所を管轄する地方出入国在留管理局へ届出を行わなければなりません。

- ①第1四半期：1月1日から3月31日まで
- ②第2四半期：4月1日から6月30日まで
- ③第3四半期：7月1日から9月30日まで
- ④第4四半期：10月1日から12月31日まで

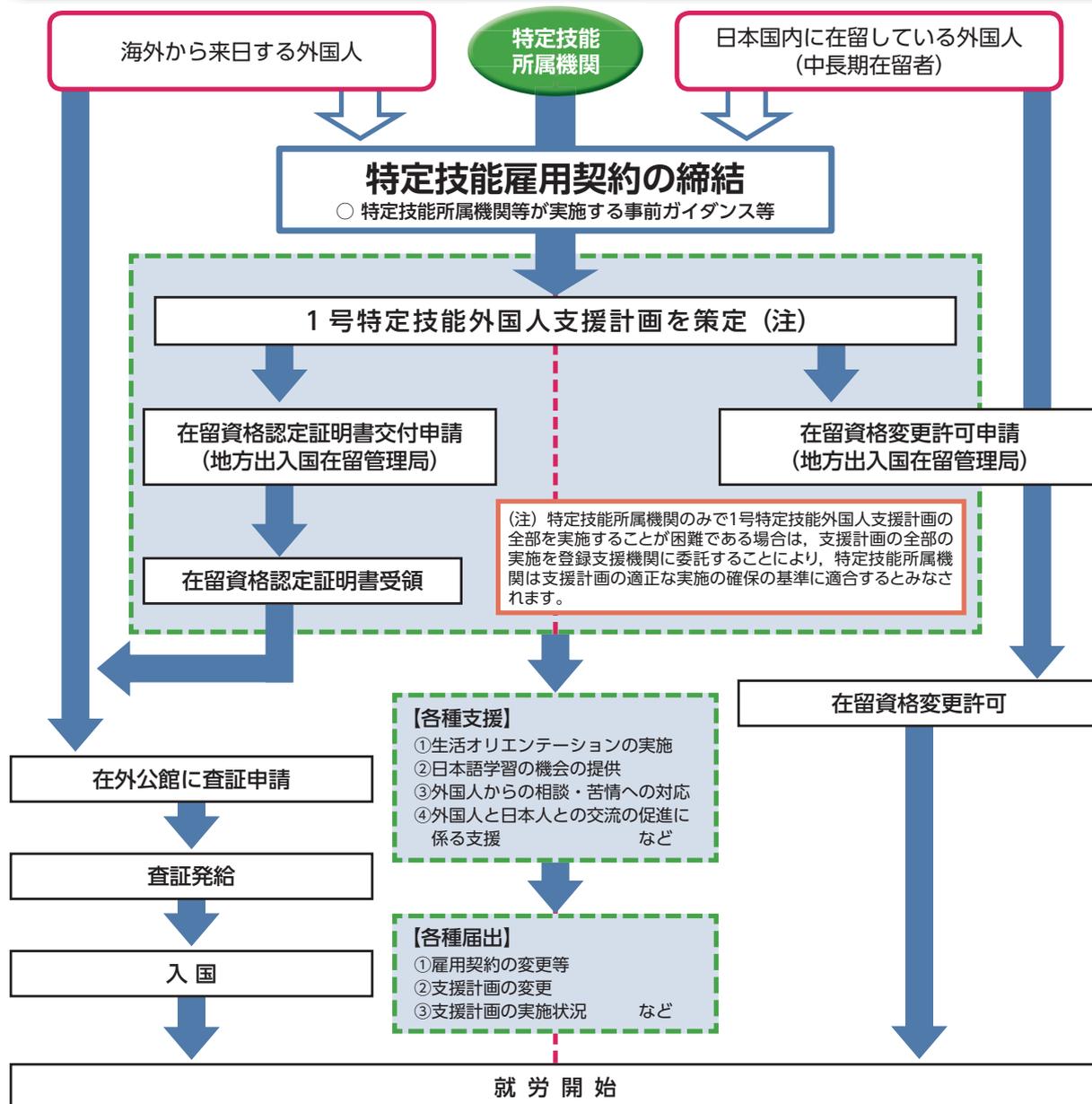


事業協同組合などの**組合**も特定技能所属機関、登録支援機関になることができます。特に登録支援機関となる場合、上記の届出に加え、組合の**定款変更(事業追加)**が必要である他、組合員から雇用契約を解除された特定技能外国人に対し、新たな受け入れ先の紹介又はあっせん等を行う場合には、有料・無料を問わず、**原則厚生労働大臣の許可**を受ける必要があります。

詳しくは中央会までお問合せください。



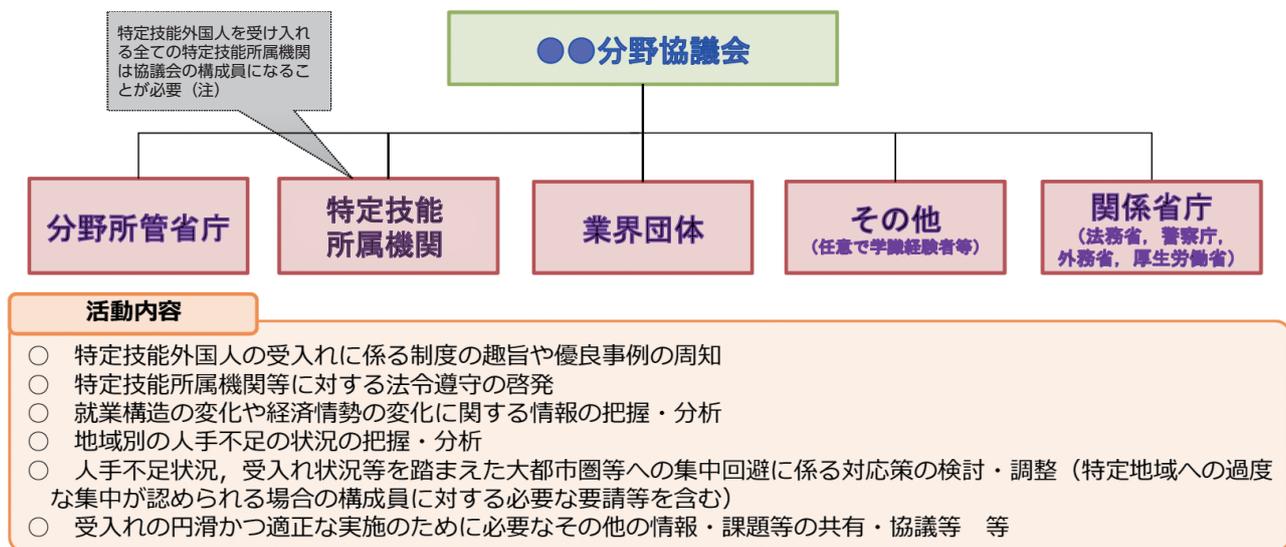
## 1号特定技能外国人の受入れ手続の概要



## ■特定技能における分野別の協議会について

新しく創設された「特定技能」では、制度のより適切な運用を図るため、特定産業分野（14分野）を管轄する各所管省庁が運用方針・運用要領を定め、**各分野別の協議会を設置**することとなりました。

この分野別協議会においては、構成員（＝受け入れ企業など）の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令順守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行うこととなります。



## ■在留資格「特定技能」の新設に係る特例措置

2019年4月より在留資格「特定技能1号」での受入れが可能となりましたが、登録支援機関の登録手続等「特定技能1号」への変更準備に一定の期間が必要なことから、在留資格「特定技能1号」への変更を前提に「特定活動」の在留資格を付与する「特例措置」が講じられています。

### 【特例措置の対象者】

「技能実習2号」で在留した経歴を有し、現に「技能実習2号」、「技能実習3号」、「特定活動」（外国人建設就労者又は造船就労者として活動している者）のいずれかにより在留中の外国人のうち、2019年9月末までに在留期間が満了する方

### 【許可する在留資格・在留期間】

在留資格「特定活動」（就労可）、在留期間：4ヵ月（原則として更新不可）



【許可の要件】 ※以下のいずれも満たすことが必要

1. 従前と同じ事業者で就労するために「特定技能1号」へ変更予定であること
2. 従前と同じ事業者で従前の在留資格で従事した業務と同種の業務に従事する雇用契約が締結されていること
3. 従前の在留資格で在留中の報酬と同等額以上の報酬を受けること
4. 登録支援機関となる予定の機関の登録が未了であるなど、「特定技能1号」への移行に時間を要することに理由があること
5. 「技能実習2号」で1年10か月以上在留し、かつ、修得した技能の職種・作業が「特定技能1号」で従事する特定産業分野の業務区分の技能試験・日本語能力試験の合格免除に対応するものであること
6. 特定技能所属機関が、労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
7. 特定技能所属機関が、特定技能所属機関に係る一定の欠格事由（前科、暴力団関係、不正行為等）に該当しないこと
8. 特定技能所属機関又は支援委託予定先が、外国人が十分理解できる言語で支援を実施できること

【特定産業分野・所管省庁一覧表】

	分野	所管省庁
①	介護	厚生労働省
②	ビルクリーニング	
③	素形材産業	経済産業省
④	産業機械製造業	
⑤	電気・電子情報関連産業	
⑥	建設	国土交通省
⑦	造船・船用工業	
⑧	自動車整備	
⑨	航空	
⑩	宿泊	
⑪	農業	農林水産省
⑫	漁業	
⑬	飲食料品製造業	
⑭	外食業	

特定産業分野ごとの運用方針・運用要領、各分野別の協議会や試験・説明会資料等に関する情報は各所管省庁のホームページで確認することができます。

組合員・組合役員講習会 講演録

### 世界一のカリスマ清掃員がこっそり教える 人生を動かす仕事の楽しみ方



日本空港テクノ株式会社  
ハウスクリーニング事業部 環境マイスター  
新津 春子 氏

7月4日（木）、鹿児島市の鹿児島サンロイヤルホテルにて、組合員・組合役員講習会を開催しました。

講師には、日本空港テクノ株式会社 ハウスクリーニング事業部 環境マイスターの新津春子さんをお招きし、「世界一のカリスマ清掃員がこっそり教える 人生を動かす仕事の楽しみ方」と題して、ご講演いただきました。

新津さんは、羽田空港が「世界一清潔な空港」に選ばれた立役者として、NHK「プロフェッショナル仕事の流儀」にも出演され、大反響を巻き起こしています。

#### 序章 羽田空港は「世界一清潔な空港」

新津春子さんの働く羽田空港は、第1ターミナルビル、第2ターミナルビル、国際ターミナルビル併せて78万㎡の広大な面積を有し、空港旅客数が世界第5位（国際空港評議会（Airports Council International）発表／旅客数：約8,700万人）と、大変混雑している空港です。

このような中、世界の航空サービス調査を行っているスカイトラックス社（イギリス）の実施する「ワールド・エアポート・アワード」において、羽田空港は「World's Cleanest Airports(世界一清潔な空港)」部門において、4年連続6回目の世界第1位に選ばれています。



世界でもトップレベルの清潔さを誇る羽田空港

新津春子さんは、日本空港テクノ株式会社に約500名いる清掃スタッフの中心として、羽田空港に来港するお客様へのおもてなしの心や清掃技術の指導にあたられています。

～第1章からは、新津春子さんが講演会でお話いただいた概要を掲載します～

## 第1章 生い立ち～来日

私は、中国残留孤児の2世として中国の瀋陽（しんよう）に生まれました。私が幼少の頃、中国と日本の生活レベルの差は約50年あったとも言われており、家には電化製品が一切なく、街灯も夜9時には消灯され、夏と冬の寒暖差が85℃もあるといった非常に過酷な生活環境でした。

貧しい生活だったため、物心ついたころからずっと親には「家事を手伝わなければご飯を食べさせない」と言われ、厳しいしつけを受けていました。

大変苦しい生活でしたが、忍耐力がとても鍛えられました。今ある自分を形成しているのはこの頃の体験だったと思います。

17歳のときに、事情があって急に父の祖国である日本へ行くことになりました。

日本では生活保護を受ける選択肢もあったようですが、当時父親は40代後半で、「まだ自分は働けるからいらぬ」と断ってしまいました。おかげで無一文となり、日本に来てもおなほ1日3食、パンの耳を食べる貧しい生活に陥ってしまいました。

はじめてパンの耳が手に入ったときはとても嬉しかったのを覚えています。「これで生きていける！食べ物があることがありがたい！」と思いました。

でも、長くは続きませんでした。パンの耳を毎日食べると飽きてきます。どうにかしなくてはいけないと思いました。

## 第2章 清掃業務との出会い

初めて日本に来たとき、降り立った空港がとても綺麗なもので溢れていることに驚きました。歩いている人が着ている服も、なんて綺麗なんだと思いました。ショーケースに並んでいる食べ物も、こんなに綺麗なのに食べることが出来るんだとびっくりしました。

こんなに綺麗なもので溢れている日本に暮らしながら、パンの耳を食べて生活しなければいけないという状況からどうにか脱したいと思い、仕事を探すことにしました。

日本語が話せませんでした。清掃業務だったら人と話さなくてもできると思いました。

必死に身振り手振りで何とか働きたい意志を伝え、やっと出会った清掃会社で、ありがたいことに一家全員雇ってもらえることになり、苦しい生活から脱することが出来ました。

清掃業務のお給料は日払いでした。働いたら働いた分だけ毎日現金で支払われるので、働いているという実感を得ることができました。

初めはわずかな仕事しか任せてもらえませんでした。一つの仕事を完璧にできるようになると、一つ新しい仕事を任せてもらえるようになり、また一つ仕事を完璧にできるようになると、また一つ新しい仕事をもらえるようになりました。とても単純な話ですが、仕事はその積み重ねなんだと思います。

私の場合は、仕事をただ覚えるのではなく、自分なりの工夫を加えるようにしました。テーブルを拭くという仕事一つでも、普通に拭くのではなく、雑巾を動かす方向や疲れない立ち位置を研究し、どうやったらもっと綺麗になるだろうか、どうやったらもっと完璧になるだろうかと考えてきました。

## 第3章 心を込めて清掃すること

清掃業務をはじめたころ、私はトイレ掃除が担当でした。どれだけ綺麗に掃除しても、またすぐに汚れてしまい、「さっき掃除をしたばかりなのにまた掃除しなくちゃならない」と眉間にしわを寄せてばかりいました。

数年が経ち、全国の清掃会社が集まって、その清掃技術などを競う「全国ビルクリーニング技能競技会」に挑戦することになりました。

私は清掃の技術を磨くことばかり考えていましたが、競技会に取り組む中で、当時の上司から「あなたの清掃はやさしさが足りない。」と指摘され、衝撃を受けました。

「置いてある机や椅子は誰のどんな思いで作られたのか、どう取り扱われたいのか考えてみなさい」といわれました。そんなことはこれまで考えたことがありませんでした。

“心を込めて清掃すること”の大切さを学んだ瞬間でした。



それからは「汚れを私が誰よりも早く見つけたから綺麗にしてあげよう!」「ゴミが落ちているから綺麗にしてあげよう!」と前向きに考えるようになりました。

テーブルやごみ箱は「汚れているので掃除してください」とは言いません。

つついテーブルの上面など、目に見える部分だけをきれいにしてしまいがちですが、机の脚、裏面などは、意識して綺麗にしなければいつまでたっても汚いままで。

みなさんも家の掃除をするときは意識してテーブルやソファの裏、足などを見てみてください。長年溜まった汚れがあるはずですよ。

空港には様々なゴミが落ちています。例えば、お年寄りが落ちているたばこ箱のフィルムを万が一踏んで転んでしまったら、大変な事故になる可能性もあります。見つけたゴミを直ぐに拾うことはそれくらい重要なことです。

また、椅子などを綺麗にするときには必ずどこか壊れているところがないか、異常がないかを同時に確認するようにもしています。もし、椅子が壊れて転倒してしまったら、大怪我をする恐れがあります。

心を込めて清掃することは、そういったところまでイメージして、事故を未然に防ぐことにも結びつきます。

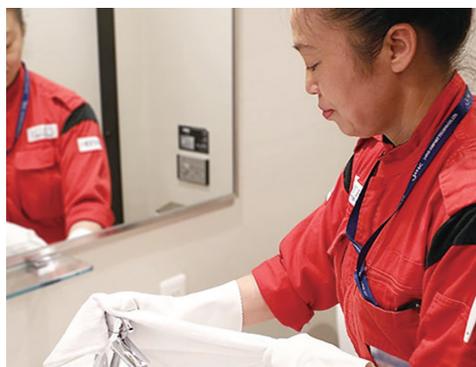


日本空港ビルグループのCS（顧客満足）理念  
【PAX INTRANTIBVS SALVS EXEVNTIBVS（訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを）】

## 第4章 新事業への展開、会社・上司との関係

羽田空港が「世界一清潔な空港」に選ばれ、皆が喜んでいたときに、私は一般家庭の「ハウスクリーニング事業」を立ち上げることを会社に提案しました。会社が順風満帆にしている今だからこそ、今の地位に甘んじることなく、新しい事業の柱を作らなければいけないと思いました。ハウスクリーニングの資格も独学で取得し、会社の許可があればいつでも新事業に取り組める準備をし、役員を粘り強く説得して、平成30年8月にハウスクリーニング事業部を立ち上げました。

新しい事業に取り組むことに不安もありましたが、当時の社長から、「失敗してもいい。一生懸命やって、万が一失敗したとしてもあなたたちの中に経験として残るでしょう。」と言われ、非常に心強く思ったとともに、命をかけてもやり抜こうと思いました。



ハウスクリーニング事業に取り組む新津春子氏

「ハウスクリーニング事業」はこれまで行ってきた空港の清掃業務と異なり、毎日新しいことの連続です。家ごとに清掃状況や設置されている家具・家電ももちろん異なり、難しい問題もたくさんあります。

ときには会社に判断を仰がなければいけないこともあり、上司に相談します。

しかし、私の上司は清掃の専門家ではありません。中々伝えたいことが伝わらず、私のはっきりともの言ってしまう性格なのもあって、時折ケンカのようになってしまいます。

それでも、上司は常に私の話を理解したいという姿勢でいてくれるのでとても信頼を寄せています。

上司としては「前例がないからダメだ」といって部下の意見に耳をかさず、偉そうな態度をとるのではなく、常にスタッフの意見を理解しようとしなければ、現場はいずれバラバラになってしまいます。

一日一日の業務が、スタッフのお陰で滞りなく進められるだけすごいいいことなのであります。

逆に、部下も上司の意見に耳をかす姿勢が必要です。会社と現場の間に立たされているので、苦しい立場のときもあります。上司の助けてほしいというサインを見逃さず、話を聞いてあげることもしなければなりません。

## 第5章 経営者のみなさんへ

経営というのは良いときも悪いときもありますが、会社が順風満帆なときには、苦しかったときのことを忘れてしまいがちです。

自分の会社はこんなにもうまくいっているんだと、自慢する人さえもいます。

私は、幼少時代の貧しい生活をした経験から、必要以上の豊かさを手に入れることは、会社や人にとってあまり良くないことだと思っています。



お金があると安心感が生まれ、必要以上に頑張らなくなってしまいます。自分に余裕があると、仕事を依頼されても、「やりたくない」と断ってしまうようになります。仕事を断ることは、自分が成長する機会を失っていることと同じです。成長が止まってしまうと、人としてそれまでです。

逆に、私は豊かさを取って選ばず、自分を追い込むことで、「もっと頑張らなくちゃ」と奮い立たせるようにしています。

また、従業員にとって、経営者から声をかけられることは重要だと思います。

羽田空港では、朝の7時から会社役員のみなさんが館内の見回りを行っていて、清掃員の顔を見て挨拶をしてくれます。

「ここ汚れてるよ！」と怒られるときも時折ありますが、自分たちが働いているところを見てもらえているんだと思うと役員の方々とも距離が近くなったようで嬉しく思います。

## 第6章 自分を磨くこと

オールマイティに何でもできる人になることは簡単なことではありません。ただ与えられた仕事を毎日こなしているだけでは、その仕事のスペシャリストにはなれても、色々な知識や技術を身に着けたオールマイティになることはできません。

私はこれまで様々な知識や技術を得るために自主的に勉強会にも参加してきました。

そうして得た知識や技術が、いま、会社でただ一人の「環境マイスター」として清掃員を指導する立場になって生きています。

また、業種が異なる仕事をしている人たちとの交流からも得ることは多いと思います。畑違いだと思っても、共通点を見つけて自分の仕事に応用すれば自分の仕事が楽になるということもあります。

清掃業界は洗剤、掃除道具の材質、機械など日々進歩しています。自分の成長が止まってしまう

と簡単に他の人に追い抜かれてしまうので、どれだけ日々の仕事が忙しくても、自分が成長するための努力は忘れてはいけません。

常に新しいことを考え、自分を成長させながら、心をこめて仕事をおこなっていくことが、“人生を動かす仕事の楽しみ方”なのではないでしょうか。



参加者からの質問に穏やかな表情で耳を傾ける新津氏

九州・沖縄ものづくり展同時開催

## 第71回中小企業団体全国大会

新時代の幕開け 団結でひらく 組合の未来  
～時空を超えて 舞台は鹿児島から～

令和元年11月7日（木）、鹿児島アリーナにおいて、第71回中小企業団体全国大会を開催します。

中小企業団体全国大会とは、全国の中小企業団体が一堂に会し、中小企業の要望事項を決議したものを、国や自治体、関係機関等へ陳情していくためのもので、地域経済を支える中小企業者の声を各方面へ届けるための役割を果たしています。

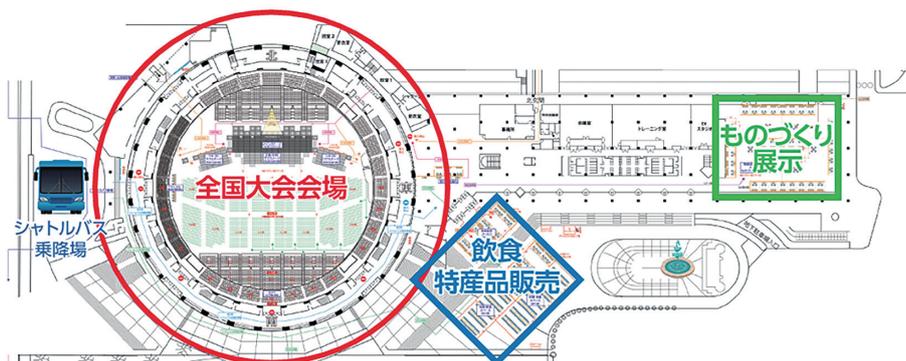
今回は間近に迫った、第71回中小企業団体全国大会の概要と関連行事等についてご案内します。

### 開催概要

- (1) 主催  
全国中小企業団体中央会、鹿児島県中小企業団体中央会
- (2) 大会参加料 1人あたり6,000円
- (3) 期日及び場所  
日 時 令和元年11月7日（木） 午後2時～5時  
場 所 鹿児島アリーナ（鹿児島市永吉1-30-1）  
参加者 3,000人  
来 賓 関係大臣、政党代表、中央・地方関係機関の長など

◆ものづくり展示  
午前11時～午後5時

◆特産品販売・飲食コーナー  
午前11時～午後5時30分





## ■後援及び協賛（予定）

- ◇後援：経済産業省、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、中小企業庁、九州経済産業局、鹿児島県、鹿児島市、九州中小企業団体中央会連合会
- ◇協賛：(株) 商工組合中央金庫、(株) 日本政策金融公庫、(独) 中小企業基盤整備機構、(独) 勤労者退職金共済機構、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構、(公財) 全国中小企業振興機関協会、(一社) 全国信用保証協会連合会、(有) エヌ・エス・エイサービス 他

## ■アトラクション

オープニングやミニステージなど、魅力的なアトラクションで皆様をお迎えいたします。



小椋 佳 氏



中 孝介 氏



薩摩琵琶



薩摩示現流



霧島九面太鼓

## ■特産品販売・飲食コーナー

特産品販売・飲食コーナーを設置し、鹿児島県内の様々な特産品を出品します。

参加申込みいただいた皆様にお配りする「大会パスポート」に、1,000円分のお買物券が付いていますので、お土産等のお買い求めにご利用ください。

## ■シャトルバス運行予定（無料）

【行き】 鹿児島中央駅（西口）  
→会場（鹿児島アリーナ）

時	分
10	45
11	00 15 30 45
12	00 10 20 30 <b>40</b> 50
13	00 <b>10</b> <b>20</b> 30 <b>40</b>

【帰り】 会場（鹿児島アリーナ）  
→鹿児島中央駅（西口）

時	分
17	<b>05</b> 10 15 <b>25</b> <b>30</b> <b>35</b>

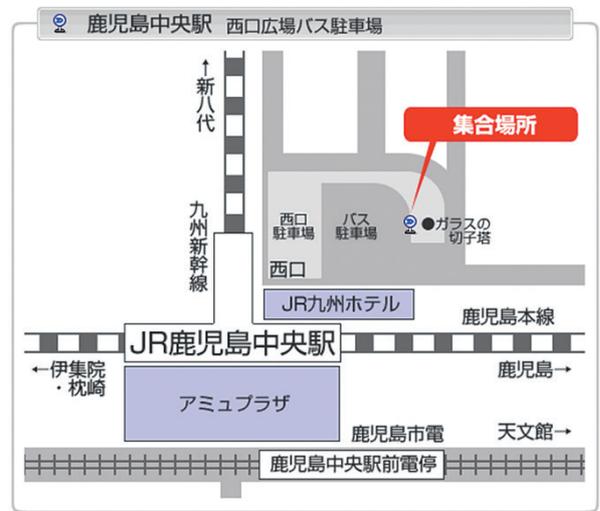
※ **水色** は2便運行します。

※鹿児島中央駅⇨会場の所要時間は約10分です。

※事前予約は**不要**です。

※ **黄色** は鹿児島中央駅経由後、「天文館」へ向かいます。

※お車の方も、鹿児島中央駅近辺の駐車場をご利用のうえ、シャトルバスでお越しください。



鹿児島中央駅（西口）のりば

【行き】 鹿児島空港→鹿児島アリーナ

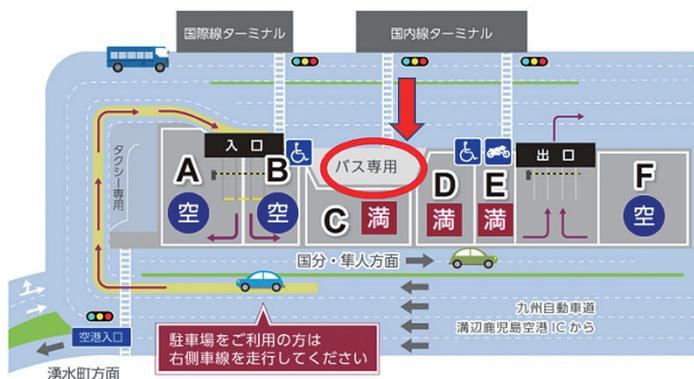
	鹿児島空港発	会場着
①	11:00発	11:50着
②	11:30発	12:20着
③	12:00発	12:50着
④	12:45発	13:35着

【行き】 鹿児島空港→鹿児島アリーナ

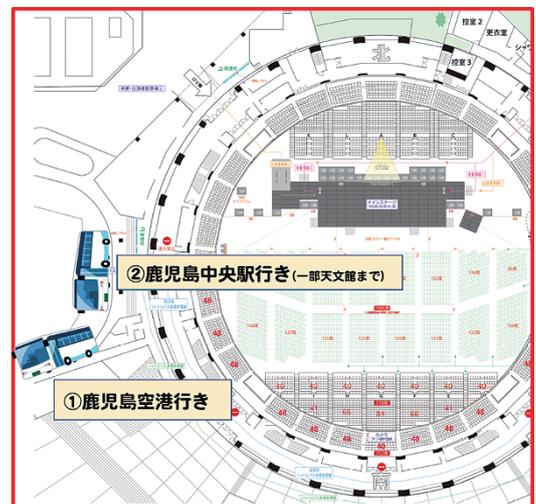
	鹿児島空港発	会場着
①	17:05発	17:55着
②	17:10発	18:00着
③	17:15発	18:05着

※バスの座席が埋まり次第順次出発します。大会終了後速やかに乗車場所にお集りください。

※事前予約が**必要**です。



鹿児島空港のりば



鹿児島アリーナのりば

大会への参加、シャトルバス利用についてのお問合せ先 総務企画課 099-222-9258



## 九州・沖縄ものづくり展

# 令和元年 九州・沖縄ものづくり展 ～未来創造～

11月6日（水）、\*7日（木）鹿児島アリーナの「サブアリーナ」において、【九州・沖縄ものづくり展】を同時開催し、これまでのものづくり補助金に取り組んできた九州・沖縄の企業の成果を展示します。

また、お二人の講師をお呼びし、セミナーを開催します。参加は無料となっておりますので、多くの皆様のご来場をお待ちしております。

※11月7日（木）は、中小企業団体全国大会参加者のみ入場可能です。

11月6日（水） 10:30～

ダイヤ精機株式会社 代表取締役社長 諏訪 貴子 氏

父の逝去により32歳で専業主婦から、ダイヤ精機の社長に就任し、新しい社風を構築し製造業が直面する課題を次々と解決してこられました。

また、NHK ドラマ10「マチ工場のオンナ」のモデルとしてドラマ化されるなど、製造分野で広く知られています。



11月6日（水） 13:30～

作家 北 康利 氏

『白洲次郎 占領を背負った男』『西郷隆盛 命もいらず名もいらず』など歴史に名を刻む人物を取り上げ、現代社会やビジネスシーンで生き抜く術を伝えておられます。“稲森和夫に学ぶものづくりへの挑戦”についてご講話いただく予定です。



お問合せ先 組織振興課 099-222-9258

# 平成から令和へ ～本県組合の動き～

新元号「令和」の時代がはじまり、早くも4カ月が経過しました。

平成の経済情勢を振り返ると、バブルの崩壊にはじまり、大手銀行の経営破たん、リーマンショック、経営者の高齢化、人口減少など、中小企業にとって非常に厳しい時代でした。

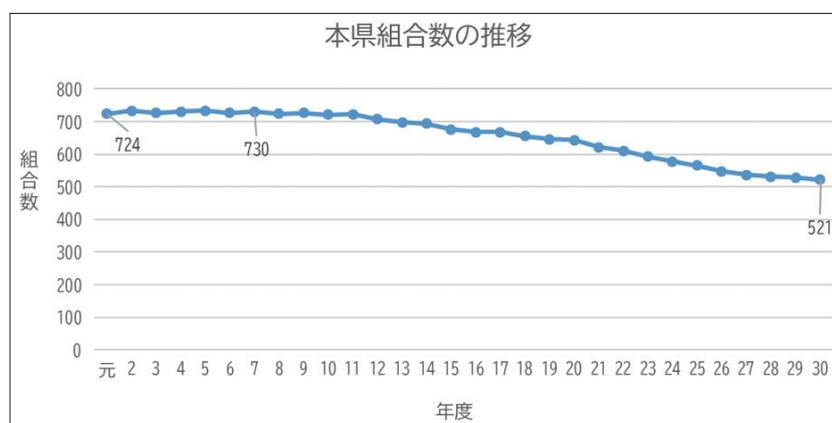
今回は、そのような中において、本県の中小企業や中小企業組合がどのように変遷したかを様々な角度から検証します。

## データでみる平成

### (1) 組合数

本県の組合数は、平成元年度には724組合でした。その後、平成7年度の730組合をピークに減少しつづけ、平成30年度末には521組合となっています。

景気の悪化や経営者の高齢化等を理由として、中小企業数自体が減少傾向にあり、それに伴って組合数も減少傾向にあります。厳しい時代だからこそ中小企業の経営合理化を図り、相互扶助の精神に基づく事業を実施する組合の存在意義が改めて見直されています。



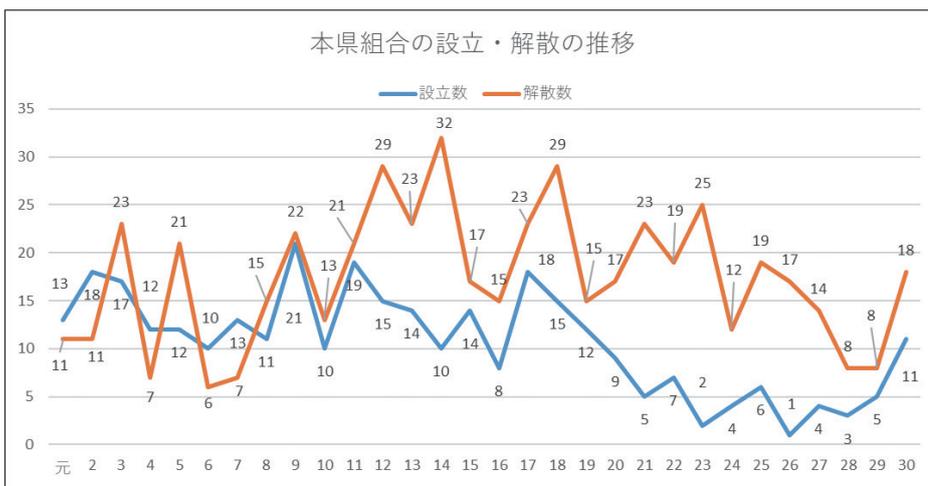
出典：鹿児島県中小企業団体中央会 組合名簿

### (2) 設立・解散数

本県組合の設立・解散の推移をみると、平成10年度頃までは設立・解散が拮抗していましたが、以降は解散数が設立数を大きく上回っています。

設立数を見ると平成30年間で減少傾向にあり、平成20年度以降の設立は一桁台となっていました。平成30年度は外国人技能実習生受入れ事業を視野に入れた組合設立が増えたことで、二桁台の設立となりました。

解散数を見ると、休眠組合整理(※)による増減はあるものの、一定数の解散は発生していることがわかります。



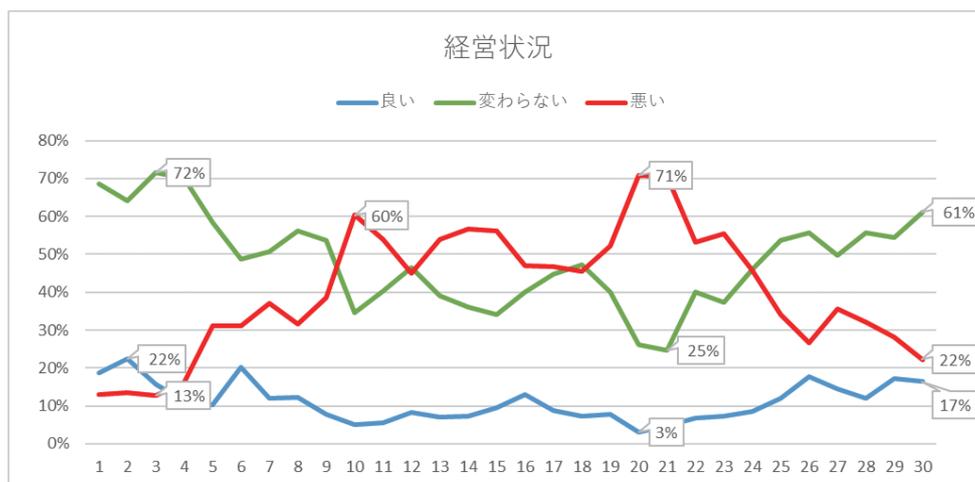
※休眠組合整理…所管行政庁は、定期的に、活動を行っていないとみられる組合に解散命令を発令することができます。

### (3) 経営状況

本県中小企業の経営状況について、本会が毎年実施している中小企業労働事情実態調査のなかで、中小企業の経営状況について質問を行っています。

平成30年間の動きをみると、平成2年度に経営状況が前年比で「良い」と答えた事業者の割合が22%と最高値となりましたが、それ以降、バブル経済の崩壊や長引く景気低迷により悪化傾向に陥りました。平成20年度にはリーマンショックの影響で、平成で最悪の「良い」3%となり、「悪い」も71%と最低値を記録しています。

その後は、改善傾向となり直近の平成30年度は「良い」17%となっています。



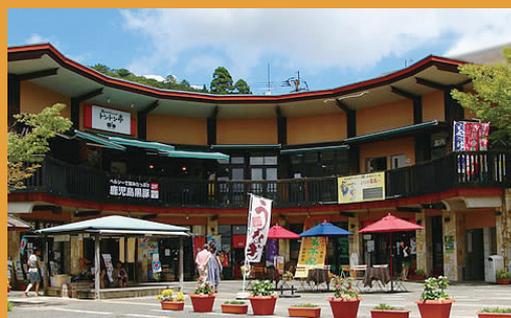
☞次ページ以降は、年度毎のトピックスと特徴的な設立組合をご紹介します。

## 平成元年度 (1989.4~1990.3)

- ▶ バブル経済の最高潮にあり、内需拡大ともなって中小企業においても堅調に推移していました。
- 特に、中小製造業の設備投資動向は、昭和62年度から3年度連続で2ケタ台の伸びを記録。受注の増大に伴って人手不足が深刻化していました。
- ▶ 4月1日に消費税法が施行され、消費税(3%)が導入されました。
- ▶ 本県では、自治省(現総務省)で事務次官などを歴任した土屋佳照氏が知事に就任しました。

### ○霧島温泉郷事業協同組合

霧島温泉郷で宿泊業や飲食店を営む中小企業者で組織され、国道223号の拡幅に合わせ、近代化を前提とした街並み整備基本計画の策定、カラー舗装などに取組み、物産館「霧島温泉市場」を運営しています。



霧島温泉市場

## 平成2年度 (1990.4~1991.3)

- ▶ イラクによるクウェート侵攻(湾岸危機)によって世界情勢が不安定化し、景気の先行きに不透明感がみられるようになりました。
- ▶ 個人消費や設備投資は堅調に推移したものの、上昇幅は弱まり、年初にバブル経済の崩壊へとつながる株価の暴落、不動産価格の下落が発生するなど、景気減退の兆候があらわれ始めました。
- ▶ 日米貿易不均衡の是正を目的とした「日米構造協議」が行われ、公共事業の拡大、土地税制の見直し、大規模小売店舗法(大店法)の規制緩和などが協議されました。
- ▶ 中央会は、創立35周年を迎え、鹿児島サンロイヤルホテルにおいて式典を開催しました。

### ○協同組合川内地方卸売市場

川内青果・川内中央青果の2つの卸売市場が統合整備され、協同組合として設立。

鹿児島県北薩地域の台所を支える市場として、地場産青果物の増産を図り、農業振興に取り組んでいます。



川内地方卸売市場



## 平成3年度 (1991.4~1992.3)

- ▶業種や地域によって景況にばらつきがみられるようになり、バブル崩壊が表面化しました。住宅関連業種で急速に景気が減退し、次いで機械関連業種等にも広がっていきました。
- ▶中小企業の倒産件数及び負債総額が前年比で大幅に増加しました。
- ▶本会では県内各地の組合同士の交流促進を目的とした中小企業組合連絡協議会（大島地区、出水地区、薩摩地区、種子島地区、鹿屋・肝属地区、川内・串木野地区、曾於地区、南薩地区の8箇所）をはじめて開催しました。この取り組みは現在でも「地域別交流懇談会」として引き続き行っています。

### ○本格焼酎事業協同組合

本格焼酎類の九州専用運搬用プラ箱（九州P箱）の共同利用を主たる目的に設立。

流通コストの低減、流通の近代化、合理化を図っています。



九州P箱

## 平成4年度 (1992.4~1993.3)

- ▶経済の低迷、社会情勢の不安定等により個人消費が低い伸びとなり、中小企業の設備投資も減少傾向でした。倒産件数も増加し、販売不振等を原因とする不況型倒産が割合を高めました。
- ▶日米構造協議において議題となった、「大規模小売店舗法の改正法」が施行され、大型店の出店が事実上自由化されたことで、この年以降、家電量販店やショッピングセンターなどが相次いで誕生することとなりました。

### ○宇宿商店街振興組合

宇宿地区の3つの任意通り会を統合し、組織化。量販店や大型S Cの出店が相次ぐなか、「まちの駅」運営や各種イベント等に積極的に取り組んでいます。



宇宿納涼夏祭り

## 平成5年度 (1993.4~1994.3)

- ▶ 余剰人員を整理する意味での「リストラ」が流行語に入るなど、景気の悪化があらゆるところで影響を及ぼしてきました。
- ▶ 県内においては、8月6日、鹿児島市及び周辺地域では100年に1度といわれる未曾有の災害（8.6水害）が発生し、崖崩れや、県下主要道路の寸断、49名が死亡し、約15万戸が浸水被害等を受ける大惨事となりました。
- ▶ 屋久島が、白神山地（青森県・秋田県）とともに日本で初めての世界自然遺産に登録されました。

- ▶ 中央会では、第39回中小企業団体九州大会を開催しました。

### ○鹿児島県歯科医師協同組合

鹿児島県歯科医師会を中心として組織化しました。レセプト、カルテ類等の多様な共同購買事業や学術研究会といった教育情報事業等行っています。

## 平成6年度 (1994.4~1995.3)

- ▶ 依然として厳しい状況が続き、円高基調は、国内産業の空洞化を招き、下請企業を中心に中小企業の再編成が行われました。
- ▶ 平成7年1月17日に阪神・淡路大震災（明石海峡震源M7.3）が発生し、近畿圏を中心に甚大な被害をもたらしました。犠牲者は6,434人に達し、多くの方が旧耐震基準で建てられた建物の倒壊によって亡くなったことから、耐震基準強化の意識が高まってきました。

### ○協業組合ドゥ・アート

印刷工程に関わる事業者5人により、企画・デザイン等プリプレス分野に参入する目的で全面協業化しました。

ギャラリー、スタジオを兼ね備えた事務所兼工場ビルを建設しています。



事務所兼工場ビル

## 平成7年度 (1995.4~1996.3)

- ▶ 7月に九州自動車道の人吉一えびのIC開通により全線開通し、鹿児島から青森まで約2,170kmが高速道路で結ばれました。
- ▶ 中央会はこの年、創立40周年を迎え、記念式典を開催しました。

### ○協同組合鹿児島空港バス案内所

鹿児島空港に乗り入れしているバス事業者が共同でバス案内所を設け、乗車券自動販売機の設置・管理、乗車券の発売、精算業務を行っています。



## 平成8年度 (1996.4~1997.3)

- ▶ 海外に生産拠点を移した企業の収益が、為替相場の円安化に伴って大きく落ち込み、経営状況を圧迫し、全体として更に不況感が増すという悪循環を繰り返しました。
- ▶ 病原性大腸菌「O-157」等による食中毒が発生し、外食産業、飲食料品業界に大きな打撃を与えました。
- ▶ 県内においては、8月1日に須賀龍郎知事が就任。10月には鹿児島県庁の新庁舎が鴨池新町に完成し、移転しました。

### ○北薩環境管理協同組合

阿久根市より発注される「不燃ごみ及び再生資源ごみ収集運搬業務」の受託を目的として一般廃棄物処理業者により設立しました。

堆肥化処理施設を整備し、生ごみ堆肥化事業にも取り組んでいます。

## 平成9年度 (1997.4~1998.3)

- ▶ 4月1日より消費税率が5%に引き上げられ、消費者の買い控えが顕著に現れました。
- ▶ 四大証券会社の山一証券が経営破綻により廃業、北海道拓殖銀行、三洋証券も経営破綻し、国内の景気は悪化の一途を辿りました。
- ▶ 平成10年3月、中小企業問題や組合運営問題等についての情報交換と自己研鑽を目的に、県下の中小企業団体の事務局責任者を構成員とする「鹿児島県中小企業団体事務局協議会」を設立しました。

### ○鹿児島県薩摩焼協同組合

本県の伝統的工芸品である薩摩焼の窯元が結集して組織化しました。薩摩焼フェスタなどの販路開拓や技術向上などに取り組んでいます。



薩摩焼フェスタ

## 平成10年度 (1998.4~1999.3)

- ▶ バブル崩壊以降、空洞化しつつあった日本の金融市場を活性化すべく、大規模な金融制度改革（金融ビッグバン）が本格的に始動しました。
- ▶ まちづくり3法（都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法）が施行され、タウンマネジメント機関（TMO）による街づくりが活発化しました。
- ▶ 4月よりセルフサービス方式のガソリンスタンドが解禁されました。

### ○協同組合情報タウンきりしま

ICカードを利用したポイントカード事業による顧客獲得、販売促進、地域活性化を目的に、旧国分市の小売サービス業者によって組織化されました。



プラスきりしまカードロゴ

## 平成11年度 (1999.4~2000.3)

- ▶ 中小企業にとって転機となる、「中小企業基本法」の抜本的な改正がこの年に行われました。  
新しい中小企業基本法では、中小企業を「我が国の経済の活力の源泉」と位置づけ、新たな政策理念として「中小企業の多様で活力ある成長発展」を掲げました。  
中小企業政策の基本理念は従来の「救済型」から、「自立支援型」に方向転換しました。  
中小企業基本法の改正に併せて、中小企業

支援について定めた「中小企業支援法」改正、「中小企業等経営強化法」「新事業活動促進法」「ものづくり高度化法」などが施行されました。

- ▶ 中小企業等協同組合法施行から50周年、中小企業団体の組織に関する法律施行から40周年を記念して、東京都「虎ノ門ホール」にて、全国の中小企業組合関係者が参加して祝賀会が開催されました。

### ○鹿児島県瓦業協同組合

県内瓦業者により、屋根工事の共同受注や瓦及び副資材等の共同購買を目的として設立されました。品質が高く台風や地震といった自然災害に強い和瓦を採用し、古来の伝統や鹿児島県の自然特性を活かした工法を推進しています。



組合が瓦を葺き直した異人館



## 平成12年度 (2000.4~2001.3)

- ▶平成11年の中小企業基本法改正に伴い、中小企業の課題対応のワンストップ・サービスを目指すため、全国の都道府県で中小企業支援センター事業がスタートし、本県においても「財団法人かごしま産業支援センター」が発足しました。
- ▶大手食品メーカーによる集団食中毒事件など、食品事故が相次ぎ、食の安全に対しメーカーや消費者が改めて考えさせられました。

### ○協同組合南州高山ミートセンター

豚のと畜解体、内臓処理、部分肉の加工処理を行うための共同処理施設を設置するために設立されました。

工場稼働当初から HACCP、ISO22000 など食品の衛生、安全管理の手法に熱心に取り組んでいます。



共同処理施設

## 平成13年度 (2001.4~2002.3)

- ▶4月に小泉内閣が発足し、「聖域なき構造改革」により、平成18年度までに郵政民営化、道路公団民営化、三位一体の改革など様々な構造改革が行われました。
- ▶9月11日、アメリカ同時多発テロが発生しました。
- ▶米国景気減退し、日本の輸出が減少したほか、IT産業不況により製造業の業績が悪化しました。
- ▶中央会では、「新世紀・新たな挑戦・新たな飛躍」をテーマに、第45回中小企業団体九州大会を開催しました。

### ○西薩クリーンサンセット事業協同組合

いちき串木野市及び日置市の焼酎メーカーにより、「焼酎粕等の共同処理施設」を設置するために設立されました。

焼酎粕等から飼料原料の製造販売やバイオガスによるエネルギー有効利用に取り組んでいます。



焼酎粕の処理場

## 平成14年度 (2002.4~2003.3)

- ▶ IT企業のリストラが本格化し、人員整理や会社倒産を離職理由とする者の割合が高くなり、全失業率が平成で最も高い5.4%に達しました。

### ○協同組合屋久島特産品協会

屋久島で生産・加工される特産品の共同販売を行うために設立されました。

屋久島環境文化村センターのお土産品販売コーナーを運営しています。

## 平成15年度 (2003.4~2004.3)

- ▶ 労働者派遣法が改正され、平成16年3月から製造業への人材派遣が可能になりました。
- ▶ 輸出と設備投資に支えられる形で大企業を中心に景気回復の兆しが見られたものの、中小企業の回復には遅れが見られました。
- ▶ 九州新幹線の鹿児島中央・新八代間が部分開業しました。
- ▶ 中央会青年部が会員間の交流や各分野のビジネス拡大等を目的とした「かごんまわっぜか!! フェスタ」を初開催しました。

### ○かのや緑化協同組合

全国でも有数の樹木、芝の生産地である鹿屋市の緑化樹生産業者及び造園工事業者により設立されました。造園工事等の共同受注事業を実施し、「鹿児島県照葉樹の森」の指定管理を行っています。

## 平成16年度 (2004.4~2005.3)

- ▶ 「三位一体の改革」により、都道府県への国庫補助金廃止・縮減の方向性が固まりました。18年度にかけて総額4兆円の国庫補助金が廃止されることになり、この年から補助金の流れが大きく転換することになりました。
- ▶ 本県では、総務省で大臣官房審議官などを務めた伊藤祐一郎氏が知事に就任しました。伊藤氏は3期12年の任期中、鹿児島県の財政健全化に取り組みました。
- ▶ 10月23日、新潟中越地震が発生しました。

### ○鹿児島県外壁改修・補修工事業協同組合

建物の外壁改修工事を行う事業者が、外壁改修工事、耐震補強工事、外壁の調査診断等の共同受注や資材の共同購買等を目的に設立されました。



## 平成17年度 (2005.4~2006.3)

- ▶ 本年後半より、海外経済の拡大を背景に、設備投資、個人消費などの国内民間需要が堅調に推移し、景気回復につながりました。大手企業にあっては、企業収益が大幅に改善し、夏の賞与支給も過去最高を更新しました。
- ▶ 中央会においては、12月に創立50周年を迎え、記念式典を開催しました。

### ○蒲生の恵み協同組合

蒲生町物産館「くすくす館」の運営委託を受けていた蒲生町物産館運営協議会の事業者により設立されました。



くすくす館

## 平成18年度 (2006.4~2007.3)

- ▶ 5月に「会社法」が施行され、それまでの商法や有限会社法等の会社関連法規が一本化されました。最低出資金制度が廃止され、出資金1円から株式会社を設立することが可能になるなど、設立、運営、合併等について以前よりも自由度の高い意思決定を行えるようになりました。これに伴い、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律が改正されました。
- ▶ 11月には2002年2月から58ヶ月連続の景気拡大を記録し、戦後最長（当時）の

景気拡大となりました。この景気拡大は、2008年2月までの73ヶ月間継続し、後にいざなぎ景気と呼ばれています。

- ▶ 中央会の第51回通常総会において、昭和63年以来会長を務められた玉利半三氏が退任され、岩田泰一氏（～平成24年）が会長に就任しました。

### ○鹿児島県旅行業協同組合

（一社）全国旅行業協会鹿児島支部の会員により、旅行商品の共同開発を目的として設立されました。

県内各地で着地型観光商品を開発し、Facebook等を通じてPRを行っています。

## 平成19年度 (2007.4~2008.3)

- ▶ 4月1日より、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律が施行されました。役員任期の変更、欠格要件の創設、理事の利益相反取引の制限、監事の権限拡大等が定められました。これにより、事業協同組合等の運営方法が大きく変わる事となり、多くの組合においては定款の全面変更等が行われました。

- ▶ アメリカの住宅バブル崩壊によるサブプライムローン問題が発生しました。

### ○鹿児島県子育て支援事業協同組合

鹿児島県内の幼稚園・保育園等によって設立されました。

保育教育用教材等の共同購買や、職員を対象にした研修会等を開催しています。

## 平成20年度 (2008.4~2009.3)

- ▶ サブプライムローン問題に端を発し、アメリカの大手証券会社リーマンブラザーズが破綻しました。これより、本格的に世界金融危機へとつながっていくことになります。
- ▶ NHK 大河ドラマ「篤姫」が放送され、篤姫ブームが起こりました。
- ▶ 中央会では、「主役は中小企業！活かそう 資源地域で創る新時代」をメインテーマに

第52回中小企業団体九州大会を開催し、九州・沖縄地区中小企業団体の代表者等約1,400名に参加いただきました。

### ○霧島素材生産事業協同組合

霧島市の木材生産事業者により設立されました。高性能林業機械設備の導入による素材生産の効率化及び県内の林業の活性化を図っています。

## 平成21年度 (2009.4~2010.3)

- ▶ 民主党が議席の約64%にあたる308議席を獲得し、民主党政権が発足しました。
- ▶ この年以降、桜島の噴火活動が活発化しました。

### ○鹿児島県管工事業協同組合連合会

業界の一元化と、県下にある各管工事協同組合間の連携促進を図るために設立されました。

## 平成22年度 (2010.4~2011.3)

- ▶ 宮崎県南部を中心として家畜伝染病である口蹄疫が流行しました。  
出荷額や生産誘発額の減少、関連産業への打撃により、宮崎県内経済へ約2,350億円の影響がでたと見られています。
- ▶ 日本の総人口がピークの1億2,806万人に達し、以降人口減少時代へ突入します。
- ▶ 意欲ある中小企業が新たな展望を切り開けるよう、中小企業政策の基本的な考え方と方針を明らかにした「中小企業憲章」が閣議決定されました。
- ▶ 3月11日に三陸沖を震源とした東日本大震災が発生しました。マグニチュード9.0と日本周辺における観測史上最大の地震により、

海岸から数キロ内部にまで津波の被害が生じ、約2万4千人が死傷しました。

また、津波に襲われた福島第一原子力発電所では3炉がメルトダウンしました。

- ▶ 九州新幹線が全線開業しました。

### ○奄美情報通信協同組合

奄美大島における情報通信の健全な普及発展を目的として奄美市に拠点を置く情報サービス業者により設立されました。

ソフトウェア開発やWEBコンテンツ開発等の共同受注を行っています。



## 平成23年度 (2011.4~2012.3)

- ▶ 東日本大震災からの復興に取り組む中、国内経済はギリシャ危機や原油価格の高騰などの影響を受け、不透明感が強まりました。
- ▶ 8月には、一時1ドルが75円台をつけるなど、戦後最高値を記録しました。



多くの組合が東日本大震災復興支援を行いました

- 鹿児島県オーストリッチ事業協同組合  
ダチョウ肉が高機能食品として注目を集めるなか、安定供給体制の構築を目的として、ダチョウ飼養農家により設立されました。



飼育されているダチョウ

## 平成24年度 (2012.4~2013.3)

- ▶ 12月に行われた衆議院選挙で自民党が294議席を獲得し、再び第1党となりました。長引くデフレ不況や東日本大震災の復旧・復興が遅れる中、安倍新政権に対する期待感が高まりました。



小正会長 就任挨拶

- ▶ 中央会の第57回通常総会において、平成18年以来、6年間会長を務められた岩田泰一氏が名誉会長（現顧問）に就任するとともに、副会長の小正芳史氏が新会長（現職）に就任しました。

- 鹿児島県みらい協同組合  
水産養殖業・食料品製造業を行う事業者により、共同購買による経営合理化や労働力の安定確保を目的に「鹿児島県鰻魚養殖加工販売協同組合」として設立しました。  
現在の名称に変更後、共同購買事業のほか技能実習生受入れ事業等を行っています。

## 平成25年度 (2013.4~2014.3)

▶ 第2次安倍内閣が「①大胆な金融政策」「②機動的な財政政策」「③民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」を経済政策の柱として設定しました。

これら一連の経済政策は「アベノミクス」と呼ばれ、平成31年3月時点で75カ月連続となる、戦後最大の景気拡大局面へとつながっていきます。

▶ 小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図るため「小規模企業活性化法」が施行されました。

▶ 「ものづくり補助金」や「創業補助金」が平成24年度補正予算において予算化され、当会が事務局を受託し、県内企業の設備投資や創業・第二創業を支援しました。

### ○鹿児島県家電販売協同組合

家電量販店の台頭や通販等の影響により家電専門店の市場シェアは低下の一途を辿っているなか、共同購買事業や共同宣伝事業を実施することで、経営の合理化を図るために設立されました。

## 平成26年度 (2014.4~2015.3)

▶ 4月1日から消費税が8%に増税されたことを受け、個人消費が低迷しました。

円安傾向による企業収益の圧迫もあり、10%への消費増税は延期されることとなりました。

▶ 公共工事等が増加したものの、人手不足が顕著になりつつあり、また、円安の進行に伴う原材料等の高騰により、中小製造業にとっては厳しい状況となりました。



## 平成27年度 (2015.4~2016.3)

- ▶ 円安の進行によって輸出を主とする大企業に恩恵があった一方で、中小・零細企業にとっては原材料の高騰が収益を大きく圧迫する結果となりました。
- ▶ 県内経済においては、アベノミクスによる波及効果が地方までは及ばず、厳しい経営環境が続きました。一方で、インバウンドの増加が観光関係、小売り関係にとって明るい材料となりました。
- ▶ 中央会においては、創立60周年を迎え、12月に記念式典を開催しました。ジャパネットたかたの高田明 前社長の講演会を開催し、県内外から多数の来賓、組合関係者に出席いただき、式典を祝いました。
- ▶ 過年度のものづくり補助金採択事業者が成果を発表する「ものづくりフォーラム」を初開催し、展示やパネルディスカッション等を通し、県内中小企業の魅力を広く周知しました。



60周年記念式典 講演会

○かごしま家づくり資材事業協同組合  
住宅建築やリフォーム等に必要な資材や住宅設備機器を建築業者に販売する卸売業者により、仕入や運搬にかかるコストを抑え利益を確保することを目的に設立されました。

## 平成28年度 (2016.4~2017.3)

- ▶ イギリスの国民投票によるEU離脱が決定しました。
- ▶ 社会保障、税、災害対策の3分野において、複数の機関で管理していた個人情報の確認に活用するため、マイナンバー制度の運用が始まりました。
- ▶ 日銀が金融機関から預かっている預金の一部の金利をマイナス0.1%とする金融緩和策「マイナス金利」を導入しました。
- ▶ 4月に熊本地震が発生し、最大震度7を観測しました。死傷者は3,000人を超え、熊本城の屋根瓦が崩落するなど、深刻な被害が出ました。
- ▶ 指宿市出身で、ジャーナリスト等を歴任した三反園訓氏が県知事に就任しました。
- ▶ 中央会では、「組合と共に明日を拓く！～九州はひとつ、復興へ共に挑戦～」をテーマに、第58回中小企業団体中央会九州大会を開催しました。

○南九州畜産食品協同組合  
養鶏関連事業者により経営安定化・合理化を目的として設立されました。  
資材の共同購買事業のほか、外国人技能実習生共同受入事業などを行っています。

## 平成29年度 (2017.4~2018.3)

- ▶ アメリカ大統領選挙において、実業家のドナルド・トランプ氏が勝利し、第45代アメリカ大統領に就任しました。
- ▶ 長時間労働是正など「働き方改革」に向けた社会的注目が集まりました。
- ▶ 業務プロセスの改善や多能工化・兼任化といった、中小企業の「生産性向上」に向けた取り組みが重要視されるようになり、12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」内において、生産性革命と称する政策が盛り込まれました。

### ○花岡胡椒事業協同組合

明治から戦後にかけて鹿屋市花岡地区で栽培されてきた唐辛子「花岡胡椒」の栽培事業者により設立されました。

生産量の安定化や販路開拓のための共同販売を行っています。



花岡胡椒

## 平成30年度 (2018.4~2019.3)

- ▶ 明治維新150周年を迎え、県、鹿児島市、関係機関、民間企業、地域住民等が一体となって様々なイベントを開催しました。
- ▶ NHK 大河ドラマ「西郷どん」が放映され、「西郷どん」大河ドラマ館が設置されるなど、観光客の呼び込みに県を挙げて取り組みました。経済効果は「篤姫」を若干下回る258億円であったと試算されています。
- ▶ 東日本の6月~8月の平均気温は平年比+1.7℃で、1946年の統計開始以降最も高くなりました。西日本でも平年比1.1℃で、統計開始以降2番目の暑さでした。

### ○事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会

薩摩川内市に事業場を有する企業により、企業間連携・異業種間連携を促進し、新ビジネスの創出や雇用の拡大を図ることを目的に設立しました。



組合が開発に貢献したスマコミライト



## メールにご用心



鹿児島大学 副学長・教授  
 学術情報基盤センター長 森 邦彦  
 大学院理工学研究科工学博士

ちょっと前までビジネスをする上での必然のコミュニケーションツールといえば電話でした。携帯電話が普及し始めたバブルの頃の肩から下げて使う携帯電話を懐かしく思うのは私だけではないでしょう。サイバー空間が普及した今は、必然のツールといえば電子メールではないでしょうか。社内での報告・連絡・相談や客先との折衝、顧客からのクレームやヘルプにメールを活用している会社は多いかと思えます。最近ではLINE や Facebook といった SNS (Social Networking Service) などを活用している会社もあるかと思えますが、まだまだ電子メールは第一線で活躍しており、欠かせないコミュニケーションツールでしょう。

さてそんな電子メールですが、欠かせないツールであるが故に電子メールを使った騙し・詐欺・マルウェアの感染といった手口が蔓延しており、ますます巧妙化しています。ビジネスマン・個人がサイバー空間上での被害に逢うきっかけは電子メールがほとんどです。被害は下表のように ID やパスワードを盗むもの、マルウェアを感染させるものに大別されます。

フィッシングはあらかじめ本物そっくり（見た目は100%本物）の偽サイトを作成しておき、メール本文中にその URL アドレス (https://xxx.yyy.jp のような形式) を記述し (URL リンクといいます) 巧妙にクリックを誘います。偽サイトでは ID やパスワード、ログインに必要なその他の情報や、クレジットカード情報のような重要な個人情報を直接入力させてそれらを盗みます。ちょっと前の対策は URL アドレスをよく見て判断するというものでしたが、一般のビジネスマンには少し難しいところがあり、おススメは「メール内の URL リンクは無視すること」です。どうしても見なければならぬと判断した場合は、電話などメール以外の他の方法でそのサイトの正当性を確認してからにしてください。

マルウェアを感染させるものは最終的には乗っ取り、情報窃取、身代金要求を目的としています。最近

は乗っ取りを目的としたものが多くなっています。サイバー空間での通信のどこからどこへという情報はログに必ず残るので、悪事を働くためには見つかりにくいようにすることが大事です。このためにはできるだけ複数の PC 端末、複数の国を経由する必要があります。悪意のある利用者は乗っ取り済みの自由に利用できる端末を常時数十から数百保有していると言われていて、乗っ取り済みの端末を売買する闇サイトも存在すると言われています。「うちの会社は大した情報がないから大丈夫!」という考えは大きな間違いです。あなたの会社の端末がこの経由ルート (踏み台) のひとつになってしまうかもしれません。現在、踏み台にされたからといって刑事告発されるような事例は発生していませんが、大規模な被害が発生し、踏み台にされた PC の管理があまりにもずさんだった場合は将来的には告発されるかもしれませんのでご用心を。



マルウェアを感染させるものに最近多いのは、第一段階でいきなりマルウェアに感染させるのではなく、少しずつ複数の悪意あるサイトからマルウェアの断片や一部をダウンロードして最終的に全体を構築する、というものです。ウィルスチェッカーやファイアウォールが少し賢くなってきたのでいきなり感染させてしまうとバレてしまう可能性が高いからです。また、大量のデータをアップ・ダウンすると「何か変だ!」と利用者に気づかれてしまうことを避ける狙いもあります。

マルウェア感染タイプは下表のようにさらに細分化されています。誌面の都合上これらの解説と回避手法や身代金要求 (ランサムウェア) については次回に!

目的	手口	内容
IDやパスワードを盗む	フィッシング	銀行・通販・GAF A のサイトをまねて ID とパスを入手
マルウェアを感染 (乗っ取り、情報窃取、 身代金要求)	実行形式ファイルの添付	マルウェアを実行する添付ファイル
	URL リンク	悪意のあるサイトに誘導してマルウェアを仕込む
	HTML メール	HHTML を利用しメールを見ただけでマルウェアを仕込む

メールを利用したサイバー被害

## 外国人技能実習生受入れ事業 と新たな展開



IDDO協同組合 理事長 岩神徹也 氏  
専務理事 稲嶺正晴 氏

IDDO（アイディディオ）協同組合は、大手機器メーカーの協力会社で構成され、燃料や作業服の共同購買事業や外国人技能実習生の受入れ事業を行っています。

今回、岩神理事長と稲嶺専務理事を取材し、特に外国人技能実習生受入れ事業についてお伺いしました。



稲嶺正晴 専務理事

岩神徹也 理事長

### ■組合の概要

当組合は、大手機器メーカーの協力会社である機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業者8社によって組織化しました。現在の組合員数は10社に増えています。

組合名の「IDDO」は、鹿児島弁の「いっど（行くぞ）」にちなんでいますが、鹿児島弁だと県外や海外で通じないため、「アイディディオ」と読むようにしています。

組合では、工場を着用する作業着や、輸送用トラックの燃料などの共同購買事業を実施しているほか、平成30年1月に外国人技能実習生の監理団体許可を取得し、実習生の共同受入れ事業を行っています。



## ■受入れまでの流れ

外国人技能実習制度は、日本の技能・技術・知識などを開発途上地域等への移転を図り、その国の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという、国際協力の事業です。

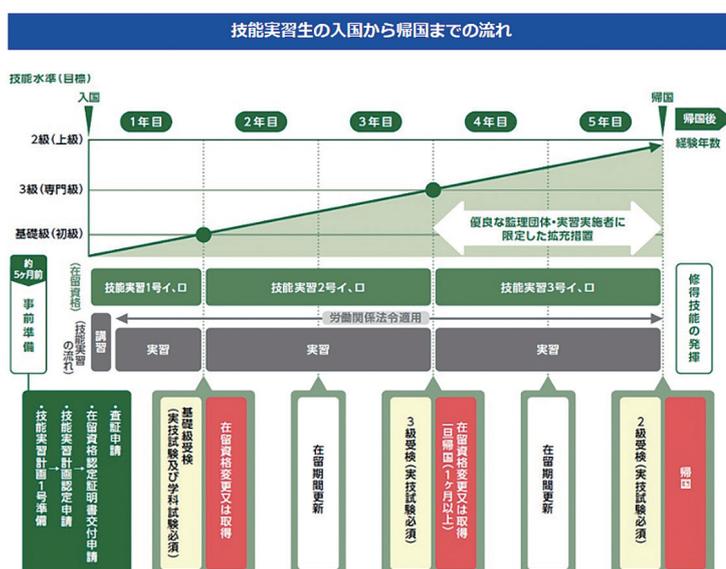
組合では現在ベトナム・インドネシア・中国の3カ国から約90名の実習生を受け入れています。外国人技能実習生の受入れまでには様々な過程があります。

まず、実習生はそれぞれの国で送り出し機関による出国前研修を、2カ月から、長くて半年間程度受講します。出国前研修では、主に日本語の習得、日本の文化や制度、習慣等を学びます。

出国前研修が修了したら来日することになりますが、入国後も監理団体（組合）による研修をさらに1か月受講します。監理団体による研修では、出国前に受けた日本語研修のおさらいを中心に、入国管理法、労働関係法令、技能実習法など、日本で働くうえで必要な法的講習等も学んでもらいます。

その他、警察による交通ルールの講習、消防署による防災の講習、買い物の仕方など、日本で生活するうえで必要な最低限のルールやマナーについても身に付けていただきます。

組合での研修が終わった後、いよいよ実際に組合員企業で働くことになりますが、それぞれの企業でも独自のルールを設けている場合があるため、企業内部でも座学研修やOJTを行いながら実習生として就労することになります。



出典：(公財) 国際研修協力機構 [JITCO]

## ■実習生について

当組合で受け入れている実習生のほとんどが20代前半の女性です。電子部品・デバイス・電子回路製造業においては、手先の器用な女性が向いているようです。

若い女性が祖国を離れて日本で暮らすことは、大変なことも多いと思いますが、皆さんとても真面目な方ばかりです。

外国人技能実習生というと、戦後の日本の集団就職のように、家族と何年も会えずホームシックに陥るのではないかというイメージを抱いている方もいるかもしれませんが、技術が進歩している現代においては、集団就職の時代とはずいぶん印象が違います。

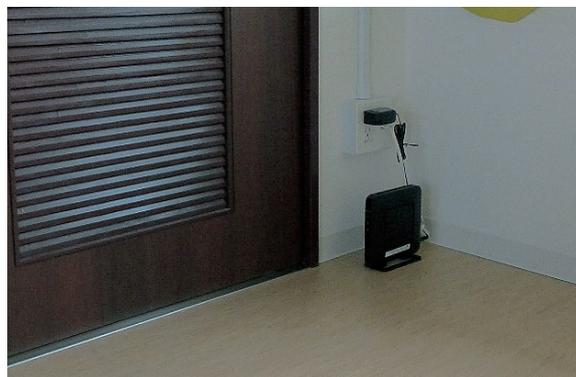
実習生はほとんどスマートフォンを持って来日しており、研修センターや各組合員の寮にはWi-Fiが完備されていますので、ビデオ電話で本国の家族や友人等と気軽に連絡を取ることができるため、ホームシックに陥るといった事例はあまりないようです。

# 組合インタビュー

また、SNS等のインターネットを使って様々な情報を入手できますし、日本は治安も良いため、休みの日には格安チケットを自分で手配して、日本各地へ観光旅行に出かけるなど満喫している実習生もいます。



地元小学生と技能実習生の交流会



寮にはWi-Fiが完備されている

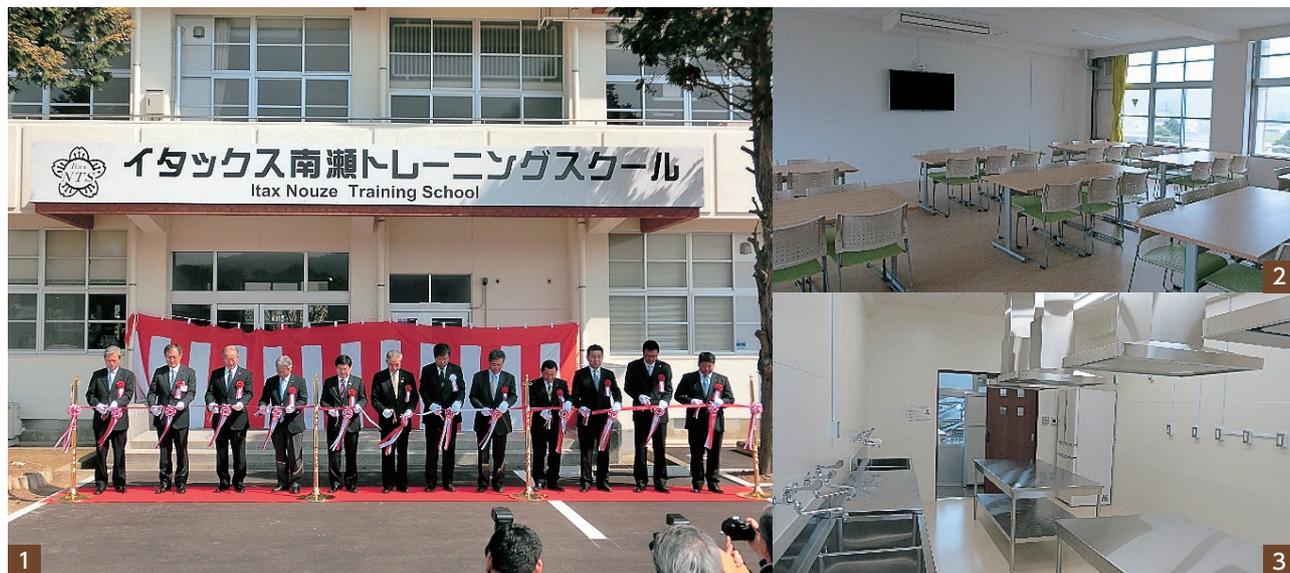
## ■イタックス南瀬トレーニングスクール

今年3月には、理事長企業であるイタックス株が、薩摩川内市東郷町にある廃校（旧南瀬小学校跡地）をリノベーションし、外国人技能実習生研修施設「イタックス南瀬トレーニングスクール」を開所しました。

この施設では、組合が受け入れた外国人技能実習生が、日本語や日本の文化、伝統、生活習慣等を学習することができます。

施設内には、教室やレクリエーション室のほか、宿舍スペースとして食堂や宿泊室等も備えており、今は7月から来日した技能実習生約20名の研修を行っています。

これに伴い、組合の事務所も本施設内に移転しています。



1旧南瀬小学校をリノベーションした「イタックス南瀬トレーニングスクール」開所式 2実習生のコミュニケーションのためのコミュニティルーム 3キッチンルームも完備されている



## ■ 特定技能について

昨年12月に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（改正入管法）が成立し、今年4月から新たな在留資格である「特定技能1号」、「特定技能2号」が創設されました。

組合員共通の課題として「人手不足」がありましたので、組合でも早速事業に取り組みたかったのですが、通訳の設置などの条件が合わず、理事長企業であるイタックス(株)が出入国在留管理庁長官の登録を受け、登録支援機関になりました。今後、組合と協同して技能実習生から特定技能への移行にも取り組む予定です。

## ■ 最後に

組合設立から4年目に入り、組合員の要望を聞きながら、新たな事業実施についても検討していきたいと考えています。

例えば、外国人技能実習生が修了時に受験しなければならない「技能検定試験」というのがあり、実習生の合格率が高い企業は「優良な実習実施者」として、受け入れ可能枠が増えるという制度があるのですが、受入企業ではなかなか十分な試験勉強の時間を確保することが難しいという実態があります。

そこで、組合がトレーニングセンターに実習生を集め、知識や技術向上のための研修を実施するといった取り組みができないかと考えています。

また、現在、鹿児島には組合が受け入れている職種の試験官（選考委員）がおらず、技能検定試験を受験するために他県まで実習生を連れていかなければならない状況で、今後組合で試験官を養成するような取り組みができないかとも考えています。

IDDO (アイディディオー) 協同組合			
代表者	理事長 岩神徹也		
設立年月日	平成28年1月4日	組合員数	10人
所在地	薩摩川内市東郷町南瀬1700番地		
主な事業	燃料、作業服及び備品等の共同購買、外国人技能実習生受入れ事業等		
電話	0996 (42) 4866	F A X	0996 (42) 4867

### 取材 後記

外国人技能実習生受入れ事業について、実習生を受け入れるまでのプロセスや実際に日本で働いている様子などを伺って、理解を深めることができました。

特に、海外で働くと、家族に長く会えないなど、相当な覚悟が必要だろうと考えていましたが、インターネットが発達している現代では、いつでも家族や友人とも連絡がとれるということに驚きました。

元気を出そう!

がんばれ  
中小企業



“車に関するトータルサービスで  
顧客・従業員満足度を追求する”

株式会社並松自動車 代表取締役 並松雄三氏



人手不足が深刻化している現在にあっては、従業員の定着率を高め、生産性向上につなげていくことが大変重要です。

今回は、特殊車両整備で付加価値を高め、従業員の高い定着率を実現している株式会社並松自動車を訪れ、代表取締役の並松雄三氏にお話を伺いました。

## ■並松自動車と社長の経歴

当社は、昭和23年に創業し、皆様のおかげで71年もの間、事業を続けることができています。

当社では皆さんもよくご存知の車検業務に加え、電装、板金、塗装、車体製作など、多様な業務を行っています。その中でも、特殊車両や海外トラックの整備、新車架装を請け負っていることが特徴です。

創業者は私の祖父で、私は3代目ということになります。昨年4月に私が代表取締役に就任しました。父からは小学生の頃から将来的に会社を継ぐように言われていたのですが、実際に継ぐことを決心したのは30歳の時でした。

私は高校卒業後、東京にある大学で経済学を専攻しました。卒業後はコンサルティング会社に就職し、管理会計を用いたコンサルティングサービスを提供していました。

父からのオファーが年々強くなってきていたというのもありましたが、2008年、リーマンショックによって経済情勢が一変したことがきっかけとなって、厳しい経営環境にある家業を何とかしたいと、継ぐことを決意しました。それから10年が経ち、去年の4月に父は会長に、私は社長に就任しました。



## ■ 当社の強み

特殊車両にもいろいろな種類がありますが、当社でよく取り扱っているのは家畜用の輸送車や、飼料を輸送するバルク車という車両の整備・架装です。鹿児島は畜産県ですから、こういった車両の整備ニーズが多くあります。車両に積載されている装備（荷台や供給機など）のことをボディといいます。当社ではこのボディの架装整備や製作案件が非常に多いです。

とくに畜産用の架装というのは、輸送条件や輸送する家畜により仕様が大きく異なりますので、同一の規格はほぼ存在せず、車両ごとにオーダーメイドで仕上げなければなりません。

そのため作業の難易度は高いのですが、お客様には非常に喜んでいただけていると思います。また、外国メーカーのトラック（ボルボ、スカニア）整備も行っており、こちらも当社の強みです。

外国メーカーの車両は国内産と仕様が異なりますから、構造を理解し整備を行うためには長い年月を要するのです。



## ■ お客様に喜んでもらえる仕事をするために

このような特殊車両の整備は、父が始めた仕事です。板金塗装に関しては、以前は事故修理の割合が多かったのですが、どうしても受注数のバラつきが出てしまいます。また車検ならばともかく、事故修理というのは本来ならばお客様はしたくない修理です。

そこで、「お客様の要望に応え、お客様の事業に貢献していける仕事はないか」という視点で整備業務を考え、新車架装やボディの乗せ換えを行っています。特にボディの乗せ換えは、お客様にとって価格・納期いずれにもメリットがあり、大変喜ばれています。



豚積車の新車架装。鹿児島では非常に高いニーズがある。

## ■人材確保と育成、従業員満足度

鹿児島は畜産県ですから、このような特殊車両やトラックの整備需要が増加しているにも関わらず、車両整備業界においては非常に深刻な人手不足状態にあります。特殊車両の場合は、注文しても納期が1年以上という案件があります。このような中、いかに従業員を確保し、長期的な観点から育成することでノウハウを蓄積していくかということは自動車整備業者の喫緊の課題です。

当社においては、現在事業所が3か所あり、49人の従業員がいます。平均年齢は30代後半で、長く勤めていただいている方から若い方まで、幅広い人材が在籍しています。特に作業現場には若い方が多く、車検班は10名中6名が20代です。



管理部門と連携することで、品質は落とさず、効率的な仕事を実現している。「難しい案件も従業員がやりがいを持って取り組んでくれている。」と並松社長。

比較的、従業員が定着してくれている理由としては、「①作業効率化による働き方の見直し」「②給与体系の整備」「③特殊案件の担当による自己成長の実感」などが考えられます。

以前までの現場は、季節的な受注変動が原因で、極めて忙しい時期と暇な時期が明確に分かれていました。そこで、まずは現場の作業量の平準化に取り組むこととしました。車検は、有効期限の1か月前から整備することが可能です。お客様は期限間際に持ち込んでこられる方が多いのですが、お客様の車検有効期限は管理部門が把握しているわけですから、1か月前になると電話をかけ、前もって日程を組むようにするわけです。

そうすることで、ある程度現場の作業負担をコントロールすることが可能になりました。

このようにして作業を効率化し、上がった利益を従業員に還元するように努めました。いわゆる働き方改革にも通ずるものがあると思いますが、このような取り組みを行うことで定着率が向上し、定着した分だけ成長し生産性も上がりますから、良い循環が生まれます。

作業にもよるのですが、特殊車両の整備において1人前になるには7年～10年の時間が必要です。従って、従業員満足度を可能な限り高め定着率を向上させていくことが、当社のためにもなるのです。

私たちは、「お客様が安心し、安全・快適に車を運転できるように車両整備を行うことを通じて、全従業員の物心両面の幸せを追求すると同時に、地域の車社会・物流の発展に貢献する」という想いをもって仕事にあたっています。

これを体現するには一筋縄ではいきませんが、従業員のがんばりもあり、少しずつでも近づけているのではないかと思います。



## ■ものづくり補助金の活用

当社は、平成29年度補正ものづくり補助金を活用して、バルク車のボディを整備する塗装ブース及び集塵機を導入しました。これにより従前の設備では3時間かかっていた作業が30分で出来るようになり、生産性が大きく向上しました。補助事業を活用することで、良い循環を加速させることができたと思います。

さらに、今回補助事業に取り組んで良かったと思うことは、生産性が向上したことはもちろんなのですが、事業計画の大切さを痛感できたことです。自社を取り巻く外部環境や自社の強み・弱みを見直し、どうしてこの事業を実施する必要があるのか、どのようにして事業を成功させていくのかといった視点で自社の立ち位置やなすべきことを改めて認識することができました。

今回は幸いにも採択していただきましたが、たとえ採択されなかったとしても、これだけ一生懸命作った事業計画ならば必ず自社の役に立つだろうという確信があります。

今後も、長期的なビジョンから今すべきことを明確にし、チャンスがあれば積極的に補助事業に取り組んでいきたいと思っています。

## ■最後に

「お客様に喜んでもらえる仕事がしたい」。祖父、父が大事にしてきた気持ちを私も受け継ぎ、当社がいま持っている技術やサービスにさらに磨きをかけていきたいと思っています。

また、お客様を大事にすることは当然ですが、やはり私は従業員を大切にしていきたいという気持ちを強く持っています。

手前味噌ではありますが、当社の従業員はどここの企業に出しても恥ずかしくないくらい、一生懸命働いてくれています。

彼らへの感謝の気持ちを忘れず、「この会社に入ってよかった」と思ってもらえるような、また彼らの子供たちが「将来、並松自動車で働きたい」と言ってくれるような会社にしていけるように、私も努力し続けたいと思います。

株式会社 並松自動車			
代表者	代表取締役 並松雄三		
設立年月日	昭和23年10月		
所在地	鹿児島市宇宿2丁目11-22		
電話	099 (255) 2266	F A X	099 (255) 2260
URL	<a href="http://www.namimatsu.co.jp/">http://www.namimatsu.co.jp/</a>		
資本金額	1,000万円		
従業員数	49名		
業種	自動車整備業		



取材  
後記

現場の作業効率を見直すところから始まり、給与体系の見直し、従業員教育を推進し定着率を向上させ、さらに生産性を上げる、まさに働き方改革のお手本ともいえるのではないのでしょうか。

顧客満足度の向上を第一に据えながらも、従業員満足度を追求していく姿勢に、新時代にふさわしい経営者像を見たように思います。

## 甲南高校1年生 進路セミナー

7月24日(水)、中央会会議室において、鹿児島県立甲南高等学校の進路セミナー(〇B訪問)の受入れを行いました。

当会を訪問した9名の生徒に対し、同校卒業生の職員から、大企業と中小企業の違いをはじめ、日本における中小企業が果たす役割、中小企業等協同組合の事例紹介、中小企業団体中央会の業務内容などの説明を行いました。

なかでも、日本の企業の内約99.7%が中小企業であり、地域経済の要であるということに驚いた生徒が多く、今後の進路を考えるうえでも、中小企業に対する理解を深めたようでした。



## キャッシュレス普及に伴うQRコード決済について

～組合青年部研究会を開催～

7月26日(金)、鹿児島市「ホテルマイステイズ」において、鹿児島県味噌醤油工業協同組合平成会(伊達英史会長)を対象とした、組合青年部研究会を開催しました。

研究会では、冒頭で本会より、キャッシュレス決済の概要や本年10月からスタートするキャッシュレス・消費者還元支援事業等について説明した後、株式会社鹿児島銀行、PayPay株式会社、株式会社リ

クルートライフスタイルからそれぞれ講師を招聘し、主にインバウンド等から強い需要があるスマートフォンを活用したQRコード決済の仕組み、レジシステム等について説明が行われました。

説明の後、質疑応答が積極的に行われ、参加者はキャッシュレスが推進されている理由など、導入によるメリット・デメリットについて学ぶことができ、今後の事業運営にどのように活用していくか検討する機会となりました。



## 事件名

## 共同販売事業の利用強制の可否について

(那覇地方裁判所石垣支部：平成9年5月判決)

組合は組合員に直接奉仕するための事業を行っています。組合員企業の経営合理化や、共同施設の利用、商品価格の適正化など、さまざまな事業目的がありますが、そのために組合員に組合事業の利用を強制することはできるのでしょうか。

## 裁判要旨

ある生コンクリート協同組合が共同販売事業を実施しており、統一価格による共同販売の実効性を高めるために規約および違反行為制裁規程を整備し、組合を通さずに販売を行うなどの行為をした組合員には過怠金を課すこととなっていました。

そのような中、組合員 A が期中に脱退の意思を示した後、組合を通さずに直接販売を開始しました。その後、組合は脱退する事業年度までは取引を中止するよう勧告を行ったにもかかわらず A は取引を継続したため、総会において過怠金額の決定と除名の決議がなされました。

組合は組合員から過怠金等に引き当てるために満期日空欄の手形を徴収しており、A の手形に日付を補充して取り立てに回しましたが、手形が不渡り返却されたため、手形金請求訴訟を提起したという事例です。

一方の A は、過怠金は公序良俗違反、違反行為制裁規程は独占禁止法違反であるとして主張しました。

## 判決

違反行為制裁規程は、共同販売事業の利用を強制するものですが、共同販売の実効性を確保する上でやむを得ない事情があり不合理とはいえないとしています。

組合においては脱退の自由が認められていますから、競争力に自信がある事業者は適正に脱退した上で、組合と競争すればよいのです。

また、組合は A が脱退するまで地区内でほぼ独占状態となっていたのですが、不当な対価の引き上げ等を行っていたわけではないため独占禁止法の適用要件も満たさず、違反にあたらぬとの見解を示しました。



## 2点ポイント!

今回のケースでは最終的に共同事業の利用を強制できるという結論となっていますが、おそらく A が事前に組合に満期日白地の手形を渡していたことや、生コンクリートという特殊な商品扱う業界であったことなども考慮されていると考えられます。

※本事例はあくまでも過去の判例を紹介するもので、記載した事項以外の事情や背景を踏まえたものです。詳細は中央会までお問合せください。

## テーマ

### 第62回 「公平奉仕の原則の適用」について

一部の組合員のみ利用される組合事業を実施することは、公平奉仕の原則に反しますか。



#### はい！お答えします！

公平奉仕の原則は、個々の組合事業それぞれにおいて全ての組合員に対して利用されることまでを求める趣旨ではなく、以下のような場合には、いわゆる公平奉仕の原則には反しません。（中小企業等協同組合法第5条第2項、中小企業団体の組織に関する法律第7条第2項）

- ① 組合事業が現実に一部の組合員についてのみ利用されるものであっても、組合事業の利用の機会が公平に与えられるようになっている場合
- ② 組合事業の利用の機会が過渡的に一部の組合員についてのみ与えられているに過ぎないとしても、将来的に他の組合員にも利用の機会が与えられる計画、仕組みとなっている場合
- ③ 組合員の事業が有機的に連携している組合において、資材購入や研究開発等の組合事業が一部の組合員についてのみ利用させる場合においても、その効果が組合員事業の連携等を通じ究極的に他の組合員にも及ぶことが明らかである場合



詳しいことは、中央会指導員に相談してほしいが〜

## 中小企業組合士試験問題にチャレンジ！



次に掲げる文章の ① ～ ④ に入る適切な文章を選択肢の中から選んで、解答用紙の解答欄に記入しなさい。

1. 労災保険（労働者災害補償保険）について、正しいものは ① である。雇用保険について、誤っているものは ② である。

- ①
- ア. 所定労働時間が一定時間に満たない労働者は、労災保険に加入させなくてよい。
  - イ. 個人事業であればどのような事業でも、労働者を労災保険に加入させなくてよい。
  - ウ. 労災保険の保険料相当額を、保険料の名目で賃金から差し引いてはならない。

- ②
- ア. 雇用保険は、所定労働時間が短い労働者でもすべて加入させなければならない。
  - イ. 会社の取締役は、部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者であれば、雇用保険に加入できる。
  - ウ. 個人事業主の同居の親族は、原則として雇用保険に加入できない。

2. 就業規則の作成義務について、正しいものは ③ である。就業規則の作成・改定にあたり労働者代表の意見を聴く必要があるが、これについて誤っている取扱いは ④ である。

- ③
- ア. 正社員2名、パートタイム労働者9名の事業所であれば、就業規則の作成義務はない。
  - イ. 正社員2名、派遣元（派遣会社）からの派遣労働者9名の事業所であれば、就業規則の作成義務はない。
  - ウ. 正社員11名、うち管理監督者2名の事業所であれば、就業規則の作成義務はない。

- ④
- ア. 法改正に伴い、就業規則の内容が法令に合わなくなったので、労働者代表の意見は聴かずに就業規則を改定し、行政庁に提出した。
  - イ. 労働組合はあるが、組合員数が労働者の過半数に満たないので、労働組合の意見とは別に別途労働者代表を選んでその意見を聴き、就業規則を作成して行政庁に提出した。
  - ウ. 就業規則の内容に対して労働者が反対したが、労働者代表の「反対」の意見書をつけ、内容は変えずに行政庁に提出した。

## 令和元年6月 情報連絡員報告

令和元年6月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

### 【前月比】

売上高や取引条件など一部の項目がわずかに改善したものの、力強さは感じられない。依然として全ての指数項目がマイナスとなっており、今後の米中貿易摩擦の動向や消費増税の影響を不安視するコメントも寄せられた。

### 【DI値 前月比】

■DI値 前月比較

	前月	今月	比較結果
	令和元年5月	令和元年6月	
業界の景況	-9	-9	→
売上高	-16	-13	→
在庫数量	-4	-3	→
販売価格	-2	-2	→
取引条件	-5	-2	→
収益状況	-9	-9	→
資金繰り	-8	-10	↓
設備操業度	-4	-5	↓
雇用人員	-10	-8	→

### 【前年同月比】

売上高や在庫数量、収益状況は大幅に改善したものの、設備操業度や雇用人員はわずかに悪化している。人手不足を嘆く声が多く業界から寄せられてきており、景気に与える影響はより深刻になると考えられる。

### 【DI値 前年同月比】

■DI値 前年同月比較

	前年	今月	比較結果
	平成30年6月	令和元年6月	
業界の景況	-11	-9	→
売上高	-20	-13	↗
在庫数量	-10	-3	↗
販売価格	-1	-2	↓
取引条件	-4	-2	→
収益状況	-18	-9	↗
資金繰り	-9	-10	↓
設備操業度	-3	-5	↓
雇用人員	-6	-8	↓

※比較結果(数値の範囲)    ↑ = +10以上    ↗ = +5 ~ +9    → = 0 ~ +4    ↓ = -1 ~ -9    ↓ = -9以下

DI値とは、前月又は前年同月に比べ「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

## 製造業

### 食料品（味噌醤油製造業）

GW後は低調に推移したが、その流れは6月に入っても変わらず商品の動きは良くない。梅雨の影響を差し引いても、消費者の財布のヒモの硬さは相変わらずの様子である。調味料は、景気が低迷している時こそ活躍の時期と思っているが…。中小メーカーにとって、解決の糸口を見つけることはなかなか難しいと感じる。

### 食料品（漬物製造業）

たくあん類をはじめ、全般に荷動きが悪い。

### 食料品（蒲鉾製造業）

今年は大河ドラマの放送終了もあってか、旅行客が少なく空港・駅等の土産品の売上げが悪く、また日配品

も県外の安値の商品に押されて、全体で8%ダウンした。また、原材料も5%の値上げとなり、1年を通じて最も悪い月となった。

### 食料品（鯉節製造業）

前年同月に比較し、原料は安い品質が低下してきている。在庫が少し多いため、操業度が落ちてきている。業界の景況は良いとはいえない状況である。

### 食料品（菓子製造業）

暑い日が続くと店舗における売上は伸び悩む。「父の日」があったが、菓子の売上につながったところは少ないようである。



### 食料品（茶製造業）

共販実績は前年度売上対比97%（前年同月売上対比148%）

### 大島紬織物製造業

生産反数は毎月のように前年割れしており、10月からの消費税増税によって、さらに状況は厳しくなると予想される。

### 本場大島紬織物製造業

生産反数は345反となり、前年同月に比較し+30反となった。

### 木材・木製品

例年になく少ない雨量のせいか、原木素材の出材は順調で販売価格も昨年並みで推移した。製材製品は、荷動き・価格共に際立った動きのないまま沈滞ムードの薄商いが続いている。これからしばらくは、原木・製品共に虫害や品傷みが懸念される時節となり、先行き不透明で厳しい展開が予測される。

### 木材・木製品

原料用丸太の出材量が確保されていたが、梅雨時期と重なり下降気味となっている。製材製品価格については、製品安の展開が懸念されていることから、収益性の悪化が危惧されている。一方で、プレカット工場の稼働率は堅調に推移し、5月中までの仕事量は確保されたが、6月は一段落下した。7月以降の発注に期待したい。また、どの業態においても人手不足が深刻化し、工場の稼働に影響を及ぼしてきている。

### 生コン製造業

6月度の総出荷量は93,122立米（対前年比102.5%、うち官公需は38,339立米（同比99.5%）、民需54,783立米（同比104.7%））で官公需が減少、民需が増加となった。増加した地域は6地域（増加順に、南隅267.7%、喜界島262.2%、甑島175.5%）で、残り10地域が減少（減少順に奄美南部28.1%、宮之城47.4%、奄美大島49.8%）となった。なお、鹿児島地域は、対前年度比で官公需265.5%、民需105.3%の合計129.0%となっている。

### コンクリート製品製造業

6月度の出荷トン数は5,798トンで前年同月比116.0%となった。出荷量は始良地区、大隅地区を除く地区は前年同月比を上回った。しかしながら、6月度の受注は少なく、今後の受注増に期待したい。

### 鉄鋼・金属（機械金属工業）

ボルトの手配に時間がかかるため見積りや発注が以前より早い段階で行われているが、未だ改善策は見つからず仕事が延び延びになっており、資金繰りの悪化が懸念される。

### 印刷業

本年も例年通り、九州地区の印刷協議会総会と定例会並びに九州印刷情報産業展が開催された。G20の経済会議が同時期に開催され、交通規制等の影響を受けたものの、滞りなく終了した。

## 非製造業

### 総合卸売業

4月の需要増加後、大型連休以降の反動減が大きく、通年でカバー出来ていない。また、10月の消費税増税の駆け込み需要は、まだ実感できない状況である。メーカーの値上げが相次いでおり、仕入単価の上昇に伴う販売単価への転嫁が課題となっており、米中貿易摩擦の長期化や更なる消費マインド低下による需要減退、企業の景況悪化・景気後退が懸念される。

### 水産物卸売業

前年同月比で、取扱数量が80%弱、金額が90%弱と落ち込んだ。主要品目では、数量の減少が大きく、単価の上昇がなかったことが響いた。一方で、非主要品目では取扱数量に比して、単価が好調だったことが結

果的に好材料となった。

### 燃料小売業（LPガス協会）

7月積み中東産の液化石油ガスはプロパンが375ドル（前月比-55ドル）、石油化学原料のブタンは355ドル（前月比-60ドル）となり、前月に続き大きく値を下げた。原油市況の軟化やインドの需要減少となり、逆に供給面は米国産が潤沢であった。今後、不需要期に向かうことから販売量も減少する見込みである。

### 中古自動車販売業

前半から中盤までは夏日が続き、後半は梅雨の影響で来店客も少なく厳しかった。今後、梅雨が明けて本格的に夏を迎えると来店客の減少が懸念される。さらに、9月末の県外大型資本の鹿児島市への出店に伴う競争

激化が予想される。

## 石油販売業

6月の原油価格は、月初の下げ基調から月末にかけて上げ基調に転じた。米国とイランをめぐる緊張の高まりによる価格の上げ要因と米中貿易摩擦による下げ要因の両面が絡み合い、不透明感が続いた。小売価格も元売り仕切りの上げ下げに翻弄され、営業に苦慮した。また、梅雨前線の停滞による影響も大きかった。

## 鮮魚小売業

旬魚である「イサキ」を始めとして各魚種とも順調な入荷であった。6月の「ハレの日」である「父の日」は、前年並みであった。刺身や寿司ネタの売れ行きは堅調だったものの、焼魚や煮魚、揚物用の魚は敬遠されつつあり、手間のかからない商品に移行している傾向がうかがえる。

## 商店街（霧島市）

商店街の売上動向は前年に比較し、減少傾向であった。6月の商店街は主だった動きは特になかったが、行政や商工会議所、商工会などが主催となってキャッシュレスセミナー等が開催された。商店の雰囲気としては、参議院選挙や消費税増税に伴う消費動向等が気になっているようである。今後、地方経済の衰退に拍車がかかり、地方のあり方が大きく変わるのではないかという懸念がある。

## 商店街（始良市）

県内大手スーパーが改装オープンしたことで、人通りが戻ってきたようである。

## 商店街（鹿児島市）

商店街は再開発工事のため、依然として通行量の減少が影響している。

## 測量設計業

人材不足の状況が慢性的に続いている。また、消費税増税による景気の冷え込みが予想されるため、消費に積極的な決断を控える状況が続いている。

## 旅行業

6月中旬、障害者への接し方を学ぶボランティア養成講座が実施され、車いすを使用して日置市東市来美山を散策した。昨今、業界では「バリアフリーツーリズム」という言葉が盛んに聞こえるようになってきているもの、実際にツアーを実施するのは容易ではない。2020年の国体（障害者スポーツ大会）に向け、まずは受入施設の整備等が重要になる。また、当組合では大手旅行会社らと宿泊・輸送計画策定業務を受託しており、国体で選手が宿泊する予定のホテルや旅館の利

便性について、車いすの選手に立ち会ってもらい今後の課題等を調査した。

## 建築設計監理業

建築物着工は対前年同月と比較して増加しているものの、住宅着工では4月、5月と対前年同月に比べて減少している状況である。県や市町村などの公共建築事業の発注や計画などに期待を持って注視していきたい。

## 自動車分解整備・車体整備業

車検台数の多い日もあったが、全体的に見るとそうでもなかった。季節的に車が売れない時期かもしれない。

## 電気工事業

電工不足と管理者不足の影響によって官庁工事で不発の物件が散見されている。同様に電工不足によって、太陽光発電設備の中型物件も思ったように受注できていないようである。

## 造園工事業

今年の6月は、昨年同月と比較すると約70%の売上にとどまるが、過去同月の売上推移で見ただけでは平年並みと言える。昨年は、国体の環境整備という大型の特殊要因があったことが挙げられる。業務量は、梅雨入り前の低木の剪定作業等があり、多くなりつつある。

## 管工事業

新年度予算による工事の発注が少しずつ増えてきているが、繁忙とまでは言えない状況にある。梅雨期にも入ったことから、降雨による土砂災害等の労務災害及び事故防止について周知を行った。

## 建設業（鹿児島市）

1月からの生コンクリートに引き続き、4月からコンクリート二次製品の単価が15%と、ここにきて資材単価が上昇してきている。建設業界としては、資材単価の上昇が経営状況に及ぼす影響を注視していきたい。

## 貨物自動車運送業

県下165運送事業者の燃料の購買動向は、前月と比較して100.41%の増加となり、前年同月と比較して、96.45%の減少となった。

## 運輸業（個人タクシー）

1日あたりの営業収入が上がっていたとの声が組合員から多く聞かれた。

## 運輸・倉庫業

例年6月は他の月より物量は減少する傾向にあるが、大阪でのG20サミットなどの影響もあり月末はさらに物量が減少した。燃料価格は高値の状況の中、イラン制裁の報道等で原油価格も上昇傾向にあり経営を圧迫している。

## 令和元年7月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)

(株)帝国データバンク 鹿児島支店

### 件数7件 負債総額2億9,500万円

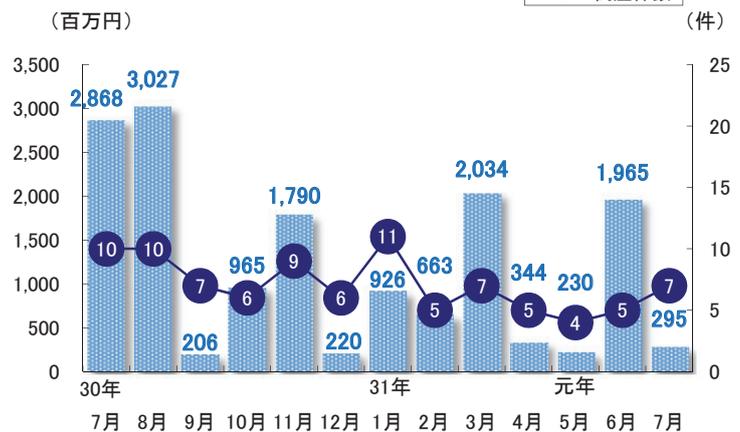
〔件数〕 前年同月比3件減 〔負債総額〕 前年同月比89.7%減

#### ポイント

～倒産件数は前月より増加したが、小規模倒産のみで負債総額は減少した～

- ◆7月の倒産件数は7件で前月より2件増加したが、前年同月より3件減少し、5カ月連続で減少した。負債総額は前月比16億7,000万円減、前年同月比25億7,300万円減で、いずれも大幅減少となった。
- ◆負債額は7件全てで1億円未満だった。
- ◆業歴別では7件とも15年以上で、その内4件が30年以上と業歴の長い企業の倒産が目立った。

鹿児島県の倒産推移(平成30年7月～令和元年7月)



#### 【今後の見通し】

鹿児島県の7月の倒産件数は7件と前月より増えたが、5カ月連続で前年同月よりも少なかった。また、小規模倒産が主体となっているため負債総額も前月、前年同月と比べて大幅な減少となり、2019年に入り5月に次いで2番目に少なかった。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB 景気動向調査」によると、鹿児島県の景気DIは45.1で前月より0.1ポイント改善した。2カ月連続で改善し、業界別では『建設』、『不動産』、『運輸・倉庫』、『サービス』の4業界が改善した。建築物件の予定数増加や消費増税システム投資案件が多いといったプラスの声がある。

他方、2019年7月31日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「全体としてやや弱まっている」となった。生産活動は電子部品を中心

に弱含み、畜産関連は6月のプロイラー相場、鶏卵相場が前年を下回り、観光関連では6月の主要ホテル・旅館宿泊客数が2カ月連続で前年を下回った。

7月の倒産件数、負債総額は低水準で、景気DIも2カ月連続の改善となるなど、鹿児島県内の景気は回復しているように見える。しかし、景気動向調査の「企業からの声」では、「半導体不況の影響を受けている」、「天候不順の影響がある」、「顧客の購買意欲が減少している」といったマイナスの意見が多く、全体の景況感は決して良くなっている印象はない。今後の倒産動向は、消費税率引き上げ、海外情勢、オリンピック後の景気低迷といった先行きを不安視する意見もあることや、業界内における二極化も進んでいることから、今後も、景気動向を中心に注意深く見ていく必要がある。

#### 令和元年7月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額(百万円)	資本金(千円)	所在地	態様
(株)O	建築工事	30	3,000	鹿児島市	破産
(有)P	自動車部品販売	80	10,000	鹿児島市	破産
(有)H	広告代理業	20	4,000	鹿児島市	破産
(有)N	青果物卸	35	3,000	中薩地区	破産
(株)M	土木工事	80	20,000	南薩地区	破産
(有)F	パン小売	30	5,000	大島郡地区	破産
(株)N	ソフト受託開発	20	10,000	大島郡地区	破産

※主因別では、「販売不振」7件

## 第71回中小企業団体全国大会

- 日 時 令和元年11月7日(木)  
14:00~17:00
  - 会 場 鹿児島市「鹿児島アリーナ」
  - 参加費 一人6,000円
  - 大会テーマ  
「新時代の幕開け 団結でひらく 組合の未来」  
～時空を超えて 舞台は鹿児島から～
- ※今年度は九州大会の開催はありません。  
※詳細は P.23をご覧ください。

## 九州・沖縄ものづくり展

- 日 時 令和元年11月6日(水)・7日(木)  
10:00~17:00 (7日は11:00~)
  - 会 場 鹿児島アリーナ「サブアリーナ」
  - 参加費 無料
- ※詳細は P.26をご覧ください。  
※7日(木)は、中小企業団体全国大会参加者のみ  
入場可能です。

## 令和元年9月

11日(水) 14:00	第1回組合事務局講習会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
18日(水) 15:00	中央会女性部会創立40周年記念 講演会・式典・交流パーティ 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」

## 令和元年10月

13日(日) 11:00	中央会青年部会 かごんまわっぜかフェスタ'19 鹿児島市「天神おつきや商店街 びらも〜る」
25日(金)	中央会青年部会チャリティゴルフ大会 鹿児島市「南国カンツリー倶楽部」

P.54 組合のスペシャリストを目指そう！  
～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～

解答

- ①ウ ②ア ③イ ④ア



## 中小企業かごしま

(令和元年度 活性化情報第2号)

発行人：鹿児島県中小企業団体中央会  
会長 小正芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL：099-222-9258 FAX：099-225-2904

HP：http://www.satsuma.or.jp/

印刷所：斯文堂株式会社

写真協力：公益社団法人鹿児島県観光連盟

## 今月の表紙

### 種子島宇宙センター

種子島宇宙センターは青い海と白い砂浜に囲まれ、世界一美しいロケット発射場と言われています。付属の展示施設である宇宙科学技術館は、ロケットはもちろん、人工衛星や国際宇宙ステーション計画、地球観測、天体・惑星など、宇宙開発におけるさまざまな分野について、実物大モデルやゲームなどを多数用いて展示・紹介しており、楽しみながら学べる施設となっています。

